

羅漢町遺跡

羅漢町遺跡

国道354号羅漢町道路改良事業に伴う
埋蔵文化財発掘調査報告書



埋蔵文化財調査報告書第512集
羅漢町道路改良事業に伴う

二〇二一

2021

群馬県高崎土木事務所
財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団

群馬県高崎土木事務所
財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団

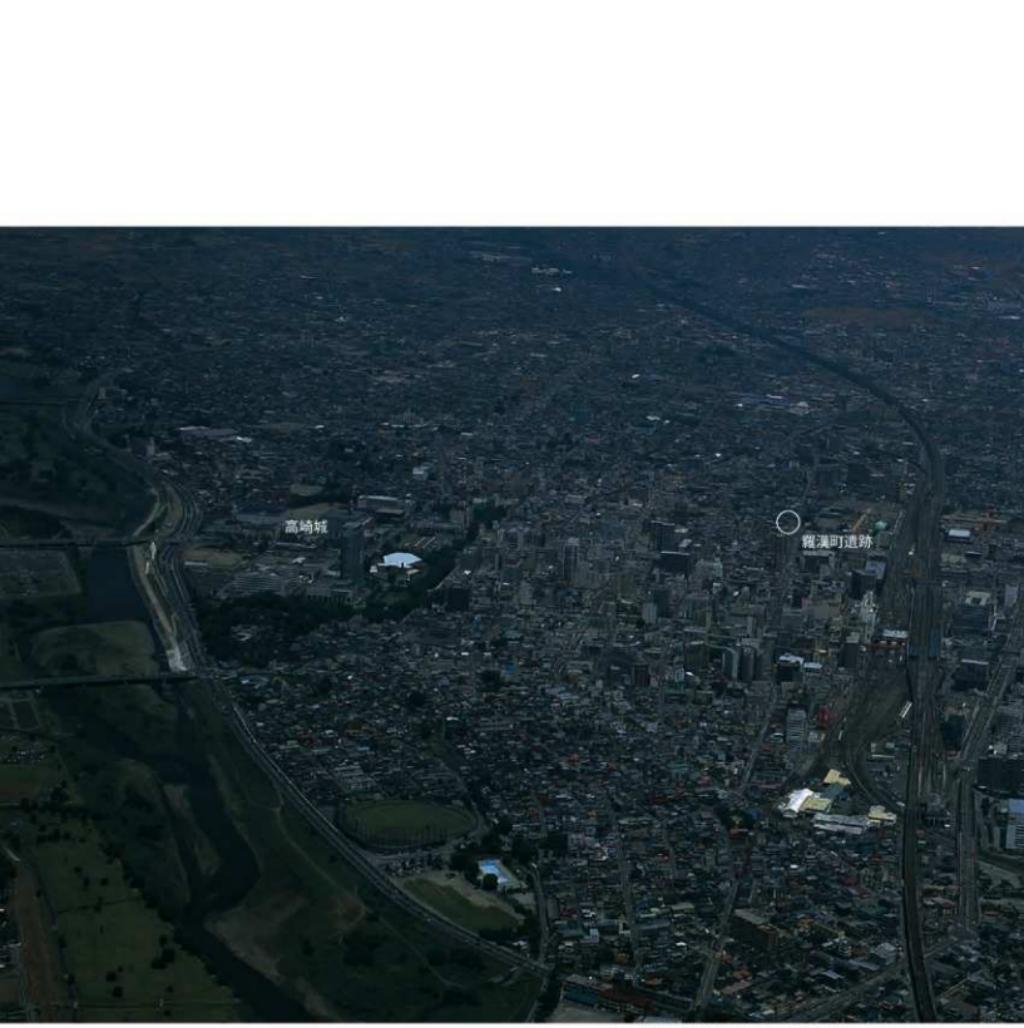
ら か ん ち ょ う い せ き

羅漢町遺跡

国道354号羅漢町道路改良事業に伴う
埋蔵文化財発掘調査報告書

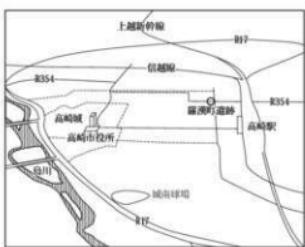
2011

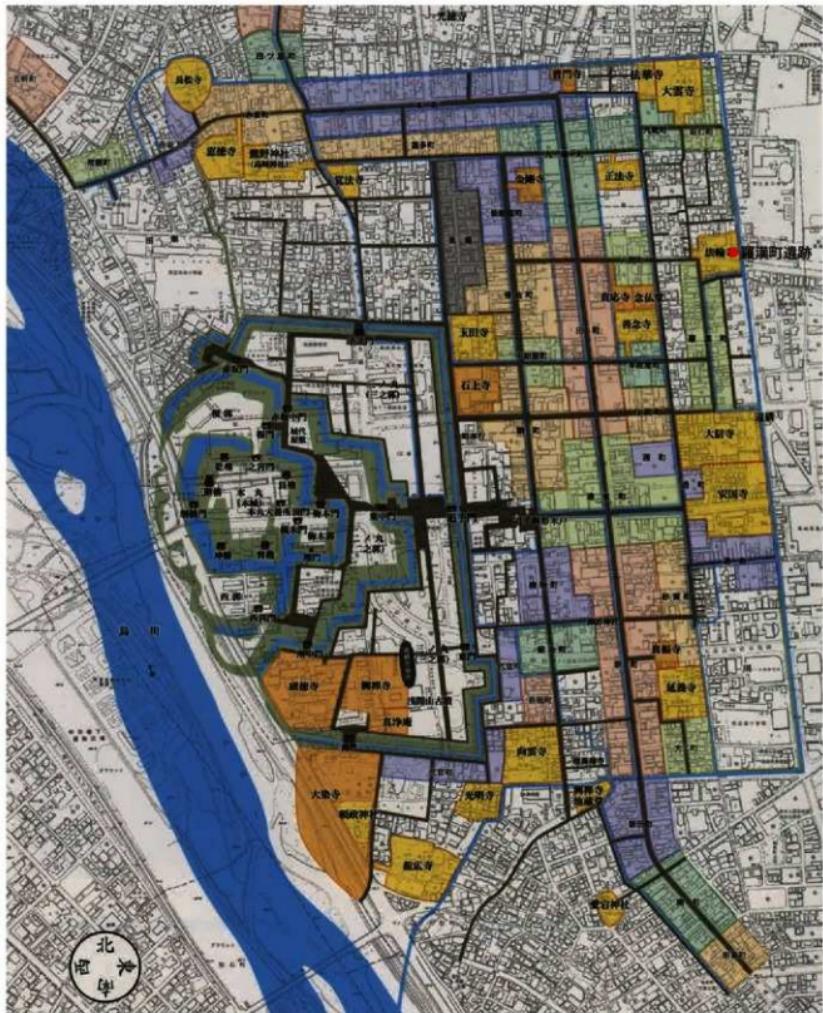
群馬県高崎土木事務所
財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団



▲ 高崎城の城域と城下町（南から望む）

高崎城は、城域を鳥川を背にした高台の一画に占め、その東側（写真右）には、現在のＪＲ線付近まで整然とした城下町が形成されていた。今や近代的なビルが建ち並ぶ都市へと変貌したこの一带だが、街路の区画はほぼ当時の町並みのままだ。





▲ 高崎城全域図（高崎市史資料集1『高崎城絵図』2006 より転載）

「遠構」の内側には防御を目的としたいくつもの寺が配置されるが、法輪寺もそうした寺のひとつである。羅漢町遺跡は、城域及び城下町の外側を取り囲む「遠構」の堀に面したかつての法輪寺の寺域の一画にあたるが、法輪寺は八間道路（伊勢崎街道）の開通によって、昭和初年にこの道路の北側に移転し、それまで西向きであった門を、開通した八間道路に向けて南向きに変えている。



▲御城内外惣繪図 従追手門内北之方 (文化七年(1810), 高崎市史資料集1『高崎城絵図』2006 より転載)



◀重複する木棺墓(2号・1号・13号、西から)



5号木棺墓出土盆・漆椀(南西から、9頁参照)▶



▲ 22号木棺墓の底板(19頁参照、縦38.5cm、横69.5cm、厚さ6mm)

木棺の底板に遺った墨書。上から下に読める文字列と下から上に読める文字列があり、一部には鏡文字がある。このことは、これらがこの板に直接書かれたものではなく、何らかの文書から転写されたものであることを示す。文書のひとつは、明らかに江戸時代の宗門人別改帳の形式を探る。

序

国道354号線は、高崎市並木町の烏川に架かる君が代橋交差点を起点として、高崎市と茨城県鉾田市を結ぶ主要な幹線道路のひとつです。一方、この道路は起点である君が代橋交差点において、新潟県上越市を終点とする国道18号及び、国道17号の高崎前橋バイパスに接続することから、長野、新潟方面へ通じる幹線道路の接続点でもあります。

近年、周辺地域における交通量の増加に伴う交通渋滞の緩和や、歩行者、自転車等の通行の安全を確保するため、ＪＲ上越線との立体交差事業なども含めた、道路の拡幅整備が計画されました。

羅漢町遺跡は、この一連の道路整備に伴う改良事業に伴って、財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団が平成21年度に発掘調査を実施した遺跡です。この遺跡は近世の城郭である高崎城の、城域の東側に形成された城下町の東端部を南北に画す、「遠構」の内側に位置しています。調査は、この城下町における近世の寺院内墓地の調査例として初例となり、「遠構」の推移を検討する上で重要資料を提供したと言えましょう。

本遺跡の発掘調査から報告書の刊行に至るまで、群馬県高崎土木事務所、群馬県教育委員会、高崎市教育委員会、高崎市都市整備部、地元関係者の方々から格別のご指導とご高配を賜りました。今回、報告書を上梓するに際し、これら関係者の皆様に衷心より感謝の意を表し、併せて本報告書が群馬県の歴史を解明する上で、広く活用されることを願い序といたします。

平成23年1月

財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

理 事 長 須 田 栄 一

例　　言

- 1 本書は国道354号羅漢町道路改良事業に伴う、羅漢町遺跡の発掘調査報告書である。
- 2 遺跡所在地 群馬県高崎市羅漢町70-1、70-9、73-2、73-3、73-4番地
- 3 事業主体 群馬県西部県民局 高崎土木事務所
- 4 調査主体 財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 5 調査期間 平成21年11月1日～平成21年11月30日(平成21年度)
- 6 調査体制 調査担当者 斎藤 啓(主任調査研究員)
　　遺跡掘削工事請負 山下工業株式会社
　　委託 地上測量：アコン測量設計株式会社
- 7 整理期間 平成22年9月1日～平成22年10月31日(平成22年度)
- 8 整理体制 整理担当者：坂口 一(主任専門員(総括)) 保存処理：関邦一(補佐) 遺物写真撮影：佐藤元彦(補佐)
　　遺物観察(陶磁器・金属器・古錢・木製品)：大西雅広(主席専門員) 遺物観察(石製品)：岩崎泰一(主席専門員)
- 9 本書作成の担当者は次のとおりである。
　　編集 坂口 一(主任専門員(総括))
　　執筆 II章－4－(1) 横崎修一郎(生物考古学研究所)
　　II章－4－(2) 秋山正典(群馬県地域文化研究協議会常任委員)
　　上記以外 坂口 一(主任専門員(総括))
- 10 出土した人骨の鑑定は生物考古学研究所 横崎修一郎氏に、文字の遺った木棺墓の解説は群馬県地域文化研究協議会常任委員 秋山正典氏にそれぞれ依頼した。
- 11 出土遺物のうち、人骨については鑑定分析後に法輪寺に返却し、その他の出土遺物と記録資料の一切は、財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団で保管している。
- 12 本書の作成にあたっては次の方々に有益な指導と助言を賜った。記して感謝の意を表す次第である。
　　秋山正典・阿久津聰・岡田昭二・小高哲茂(群馬県立文書館)、田口一郎(高崎市教育委員会)、田口正美(高崎市総務部庶務課市史資料担当)、中島直樹(玉村町教育委員会)、三浦興優(法輪寺)、高崎市教育委員会・総務部庶務課市史資料担当、群馬県教育委員会、群馬県立文書館 (敬称略)

凡　　例

- 1 調査区域には、国家座標の日本平面直角座標第IX系(世界測地系)に基づいて5m間隔のグリッドを設定し、X軸、Y軸の数値を示した。
- 2 遺構図中の北は国家座標における座標北(方眼北)を示す。また、遺跡の中央部における真北との偏差(真北方向角)は、 $-0^\circ 29' 10''$ ($N - 0^\circ 29' 10'' - E$)である。
- 3 遺構の方位は、座標北からの主軸の傾きを示す。
- 4 遺物観察表の記載方法は次のとおりである。
 - (1) 胎土中の砂粒の大きさによる分類は、土壤物理研究会による基準に従い、細砂粒($<0.5\text{mm}$)、粗砂粒($0.5\sim2.0\text{mm}$)、細礫($2.0\sim5.0\text{mm}$)、中礫($5.0\text{mm}>$)とした。
 - (2) 色調は農林省水産技術会議事務局監修、(財)日本色彩研究所色標監修の新版標準土色帖に従った。
- 5 本文中に使用したテラフ記号の名称は以下の通りである。

浅間A輕石(A s - A).....	1783(天明三)年	浅間B輕石(A s - B).....	1108(天仁元)年
浅間C輕石(A s - C).....	3世紀後半	浅間板鼻黃色輕石(A s - Y P).....	1.3~1.4万(y, B, P)

目 次

口絵	2 木棺墓 ······	8
序	3 遺構外出土遺物 ······	11
例言	4 出土品の鑑定・分析 ······	15
凡例		
遺構一覧表	(1) 羅漢町遺跡出土人骨 ······	15
I 発掘調査と遺跡の概要 ······	(2) 羅漢町遺跡出土木棺の文字について ···	19
1 調査に至る経緯と経過 ······	III 遺物観察表 ······	23
2 調査の方法 ······	IV 調査の総括 ······	25
3 遺跡の位置と地形 ······	「遠構」の堀と木棺墓群について ······	25
4 周辺の遺跡 ······	写真図版	
5 遺跡の基本層序 ······	遺構一覧表	
II 発見された遺構と遺物 ······	報告書抄録	
1 「遠構」の堀 ······	付 図 遺跡全体図(1/100)・A区詳細図(1/40)	

掲載 遺構一覧表

種類	番号	掲載頁		形状	規 模 (cm)			方 位	副 鑑 品	備 考
		本文	写真(PL.)		短軸	長軸	高さ			
堀	-	5	2	-	-	-	-	N-6°-W(掘)	無し	土層断面のみ確認
木棺墓	1	9	2	5	方形	45	55	-	N-8°-W	寛永通宝、漆椀
木棺墓	5	9	3	5	方形	30	60	-	N-2°-E	漆椀、鉢
木棺墓	6	9	3	5	方形	45	50	-	N-2°-W	漆椀、箸、数珠、寛永通宝
木棺墓	8	10	3	-	円形	底面直径約50		-	-	寛永通宝
木棺墓	22	10・19	4	20・21	方形	40	70	-	N-7°-E	無し
木棺墓	30	10	4	5	方形	40	45	60	N-12°-W	煙管

I 発掘調査と遺跡の概要

1 調査に至る経緯と経過

高崎市街地と東毛地域とをつなぐ主要な幹線道路の国道354号は、近年の周辺地域における交通量の増加に伴って、交通渋滞が発生するに至った。国道354号羅漢町道路改良事業は、この交通渋滞を緩和し、歩行者、自転車等の通行の安全を確保するため、市街地部分における道路拡幅整備の一環として、J R上越線との立体交差事業なども含めて計画されたものである。

この事業予定地である国道354号(八間道路)の弓町交差点部分については、平成21年5・6月と8月の二回に渡って、群馬県教育委員会文化財保護課による試掘調査が実施された。その後この調査結果に基づいて、群馬県西部県民局高崎土木事務所と県文化財保護課との協議が行われた。この協議結果を受けて、交差点の北西側にある事業予定地の北側拡幅部分について、平成21年11月1日～平成21年11月30日にかけて、財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団が発掘調査を実施した(図1)。

2 調査の方法

調査対象地は弓町交差点の北西側にあたり、調査対象地の北側には寺院・保育園が隣接している。これらの出入りの利便を考慮するとともに、地下に埋設された水道管等の損傷を避けるため、調査区を東側からA・B・Cの3区画に分割して調査を実施した。

調査区域内には、基本土層において浅間山及び棲名山に起源をもつ確実なテフラの一次堆積層は存在しないが、基本土層のII層に天明三年(1783)に降下した浅間A軽石(As-A)を含むことから、概ねこのII層の下面を調査面とし、これより上位の層は大型掘削機(バックフォー)によって除去した。

また、この調査対象地は高崎城の城域の東側に形成された城下町の、東限を南北に画す「遠構」の堀のすぐ内側(西側)に位置している。「遠構」の堀の本体は調査対象地東側の現道下にあたるが、その西側の立ち上がりを確認するために、A区の東端部にトレーンチを設定した。

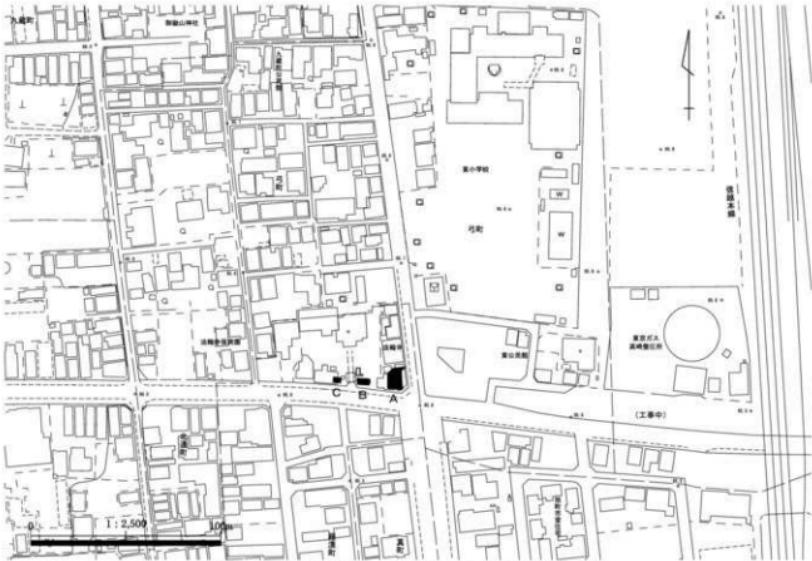


図1 発掘調査区域図(S = 1:2,500, 高崎市都市計画図より)

3 遺跡の位置と地形

羅漢町遺跡は高崎市羅漢町に所在し、国道354号羅漢町道路改良事業の事業予定地で、JR高崎駅西口の北北西約600mに位置する(図2)。調査範囲は国道354号(八間道路)の弓町交差点の北西側拡張部分で、東西約37m、東端部で南北12mの範囲で、標高は約95mである。

羅漢町遺跡が立地する高崎市は群馬県の南部で、大きくな関東平野の北西部に位置している。群馬県の中央部には、最高峰の標高1,449mの榛名山が、利根川を挟んで最高峰の標高1,827mの赤城山と対峙しており、榛名山の南東麓には、相馬ヶ原扇状地と呼ばれる火山性の扇状地が広がる。この扇状地に北西部で接し、西縁の烏川から東縁の広瀬川にかけての範囲は、前橋台地と呼ばれる平坦地である。

前橋台地は、約2.2万年前の浅間山の噴火に伴う大規模な山体崩壊による前橋泥流堆積物がその基盤を構成し、台地内には現井野川の流域に段丘と谷底平野で構成される幅約15kmほどの井野川低地帯と呼ばれる低地部が、北西から南東の方向に形成されている。この井野川低地帯を境に西側は、特に高崎台地と呼ばれている。高

崎台地上には、その基盤である前橋泥流堆積物の上位に、高崎泥流と呼ばれる泥流が堆積している。また、井野川低地帯の高位段丘には、高崎台地と同様に高崎泥流が堆積しているとともに、その低位段丘には6世紀代の榛名山二ツ岳の噴火に関連した泥流の堆積が認められている。

羅漢町遺跡は、それぞれ南東流する烏川と井野川に挟まれた高崎台地上で、烏川左岸の辺部付近に位置し、高崎城の城域の東側に形成された城下町の東端部を画す南北方向の「遠構」の堀の内側(西側)にあたる(図絵2・3参照)。高崎城はその城域を烏川辺部の一画に占め、東西約550m、南北約750mの規模で、これを取り囲むように主としてその東側に東西約550m、南北約1,250mの範囲に城下町が形成されている。

この遺跡は城下町の北東部で、東端部を画す「遠構」の堀の北端部から約350mほど南側に位置する。調査地点は現法輪寺の南側に位置するが、法輪寺は大正年間から開始された高崎市の都市計画に伴う八間道路(伊勢崎街道)の開通によって、昭和初年にこの道路の北側に移転している。したがって、調査範囲はかつての法輪寺の寺域の一画となる(図絵「御城内外總繪図」参照)。



図2 遺跡の位置図(S = 1 : 20万)

4 周辺の遺跡

羅漢町遺跡の周辺では、古くから市街地が形成されていることから発掘調査例は少ない。しかし、高崎城の城域内及びJR高崎駅の周辺では、小規模ではあるが開発行為などに伴う多くの遺跡が発掘調査されている。ここでは本遺跡の時代に比較的近い、主として平安時代から中・近世の遺跡を中心に概観する。

平安時代では、本遺跡の南方200mの真町I遺跡(3)・俎町I遺跡(4)で9世紀代の洪水層から水田が検出され、本遺跡の南西800mの高崎城遺跡(9・10)では平安時代の住居が確認されている。また、天仁元年(1108)降下の浅間B軽石層(As-B)下水田は、先述の真町I遺跡・俎町I遺跡の他、本遺跡の北側1.5kmほどの位置に点在する住吉町I遺跡(17)・昭和町I遺跡(18)・飯塚大字東遺跡(19)・飯塚東金井遺跡(20)、飯塚十二前遺跡(21)、高崎駅東口周辺の東町I(27)・II(28)・V(24)・VI(25)遺跡、

栄町I(29)・II(30)・III(31)遺跡、岩押町I(32)・II(33)・岩押III(34)遺跡など、広範囲に確認されている。

中世では、高崎城域内(7・9・12)で地下式土坑・堀、昭和町I遺跡(18)で土坑、東町IV遺跡(23)で溝、本遺跡の南東1.8km付近の高閑村前遺跡(38)・高閑村前II遺跡(39)で掘立柱建物、本遺跡の南東1.8km付近の上中居辻薬師遺跡(37)と高閑坂村遺跡(40)で、環濠屋敷がそれぞれ確認されている。

近世の生産地では、天明三年(1783)の浅間A軽石(As-A)降下後に復旧した水田が真町I遺跡(3)、高崎駅東口周辺の東町III(26)・V(24)遺跡、栄町I(29)・II(30)・III(31)遺跡などで確認されている。高崎城の城郭遺構は、高崎城遺跡で多くの遺構・遺物が確認されている。本遺跡との関係で特に注目されるのは、本遺跡の南方200mの真町I遺跡(3)で、この遺跡では城下町の東端部を南北に画す「遠構」の堀が確認され、これは本遺跡の東側に位置する堀と一連のものと考えられる(5頁参照)。



図3 周辺の遺跡位置図(S=1:25,000)

I 発掘調査と遺跡の概要

周辺の遺跡一覧表

No.	遺跡名	地図	文 獻
1	難波城		本報告書
2	江木町跡西	古墳時代溝、B下水田、近世溝	[日本遺跡内遺跡] 高崎市遺跡調査会 1995
3	真町I	B C 汽水槽下水田、B下水田、A下水田復旧板、近世城郭遺構・溝	[真町I遺跡] 高崎市教委 1996
4	真町II	B C 汽水槽下水田、B下水田	[高崎市内古墳埋立文部省調査会] 高崎市教委 1996
5	御牧社古墳	円墳(概)、径20m、主体部不明、埴輪出土。6C?	[御牧社古墳の調査] 高崎市教委 1975
6	浅間山古墳	円墳、径50m、主体部不明、埴輪出土。6C?	[新編高崎市古墳調査] 原始時代[1] 高崎市 1999
7	高崎城跡	歩引中遺跡、平安時代、中世地下式土坑・井戸、近世城郭遺構	[高崎城二ノ丸遺跡] 高崎市教委 1994
8	高崎城XVI	古世城郭遺構、堀・築石・木建物	[高崎城XVI] 高崎市教委 2003
9	高崎城V・VI	歩引中、後期網跡、住居、古墳施設住居、奈良・平安住居、中世堀、近世城郭遺構	[高崎城遺跡・V・VI] 高崎市教委 1990
10	高崎城裏・N'	歩引中跡、古世城郭明治期、後期住居、平安住居、近世城郭遺構	[高崎城裏遺跡・N'] 高崎市教委 1990
11	高崎城跡	城土塁、近世城郭遺構	[高崎城二ノ丸遺跡] 高崎市教委 1994
12	高崎城X	中世地下式土坑、近世城郭遺構	[高崎城・木造遺跡] 高崎市遺跡調査会 1993
13	高松町	歩引土塁(遺跡のみ)	[高崎市内古墳発掘調査報告書] 高崎市教委 2005
14	高崎町I	古世城郭遺構	[高崎市内古墳調査報告書(1)] 高崎市教委 1993
15	高崎町II	古世城郭遺構	[高崎町II遺跡] 高崎市教委 1988
16	高崎地下駄車場	B下水田、近世大型家屋跡	[山内遺跡整理文部省調査報告書] 高崎市教委 1989
17	往古町I	B下水田等	[山内遺跡整理文部省調査報告書] 高崎市教委 1992
18	昭和町I遺跡	平安時代水田、中・近世土坑	[昭和町I遺跡] 高崎市遺跡調査会 1992
19	塙原町東造	B下水田	[塙原人遺跡] 高崎市遺跡調査会 1996
20	塙原町金井	B下水田	[山内遺跡整理文部省調査報告書] 高崎市教委 1992
21	塙原十二前	B下水田	[山内遺跡整理文部省調査報告書] 高崎市教委 1988
22	日光町	古墳時代住居址	[山内遺跡整理文部省調査報告書] 高崎市教委 1991
23	塙原町F	歩引土塁・溝、FA-FP二次汽水槽下水田、中・近世溝	[塙原F遺跡] 高崎市教委 1995
24	塙原町V	B下水田、A-F水槽復旧板、近代工場跡	[塙原V遺跡] 高崎市教委 1996
25	塙原町VI	B下水田	[塙原VI遺跡] 高崎市遺跡調査会 2000
26	塙原町番	歩引土塁、C下水田、FA-FP二次汽水槽下水田、B下水田、A下水田・回廊の廻	[塙原人遺跡] 高崎市教委 1994
27	塙原町I	B下水田、近世土塁・溝	[塙原I遺跡] 高崎市教委 1989
28	塙原町B	B下水田	[山内遺跡整理文部省調査報告書] 高崎市教委 1992
29	栄町I	B下水田、A下水田復旧板	[栄町I遺跡] 高崎市遺跡調査会 1996
30	栄町II	B下水田、A下水田復旧板	[栄町II遺跡] 高崎市教委 1996
31	栄町Ⅲ	B下水田、A下水田復旧板	[栄町Ⅲ遺跡] 高崎市教委 2003
32	沢野町I	B下水田、A下水田復旧板?	[沢野I遺跡] 高崎市遺跡調査会 1994
33	沢野町II	B下水田	[沢野II遺跡] 高崎市遺跡調査会 1996
34	沢野町III	A複数廻、B下水田	[年報(1) 信濃文書館刊] 2010
35	上ノ原平塚II	B下水田	[上ノ原平塚II遺跡] 高崎市遺跡調査会 1996
36	上ノ原平塚I	B下水田	[上ノ原平塚I遺跡] 高崎市遺跡調査会 1996
37	上ノ原中江葉跡	B下水田、中世環濠聚落	[上ノ原中江葉跡] 高崎市教委 1992
38	高麗村前	歩引後削り屋、古墳中世削り、廻立・窓、中世削立・土坑・溝	[高麗村前遺跡] 高崎市教委 1992
39	高麗村前II	B下水田、中世削立・井戸・水路	[高麗村前II・高麗東沖・村前遺跡] 高崎市教委 1995
40	高麗村中	歩引中遺跡、中・近世環濠聚落	[高麗村遺跡] 高崎市教委 1992
41	高麗東沖・村前	歩引中削立、古墳後削立、奈良水路、中世以降削立・井戸・水路	[高麗東沖・村前遺跡] 高崎市教委 1995

5 遺跡の基本層序

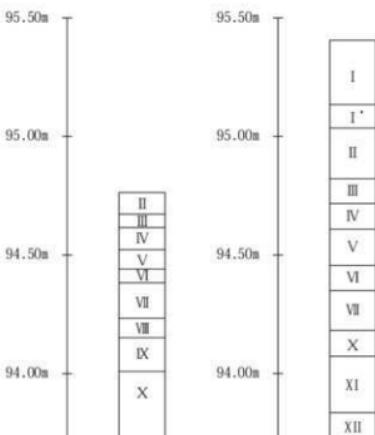


図4 基本土層柱状図(S=1:20)

- I 表土。黒褐色土(10YR 3/2)。部分的に炭化物、焼土、骨粉含む灰を含む。
- I' 炭化物層。石炭殻全体。
- II 黒褐色土(10YR 3/2)。やや砂質で、浅間A軽石(As-I)含む。
- III 黒褐色土(10YR 3/2)。粘性があり、炭化物を僅かに含む。
- IV 黒褐色土(10YR 3/2)。粘性があり、炭化物を僅かに含む。
- V 黑褐色土(10YR 3/2)。非常に粘性があり、棒名二ツ岳洗川テフラ(hr-FA)と思われる軽石を僅かに含む。
- VI 黒褐色土(10YR 3/2)～灰黃褐色土(10YR 4/2)。非常に粘性があり、棒名二ツ岳洗川テフラ(hr-FA)と思われる軽石を僅かに含む。
- VII 灰黃褐色土(10YR 4/2)。粘性があり、棒名二ツ岳洗川テフラ(hr-FA)と思われる軽石を僅かに含む。
- VIII 砂礫層。礫は最大φ30mmでラミナ状堆積がみられ、下位に最大φ100mmの棒名二ツ岳洗川テフラ(hr-FA)と思われる白色軽石を多量に含む。
- IX 灰黃褐色粘土質土(10YR 4/2)。夾雜物なく、非常に粘性がある。
- X 黑褐色粘土質土(10YR 2/1)。夾雜物なく、非常に粘性がある。
- XI 黑褐色粘土質土(10YR 3/1)。非常に粘性があり、浅間C軽石(As-I)と思われる白色軽石を僅かに含む。
- XII 黑褐色粗粒土(10YR 3/1)。夾雜物なく、非常に粘性がある。

II 発見された遺構と遺物

1 「遠構」の堀

平成21年5月26日・6月2日の両日に実施された県文化財保護課による試掘調査において、浅間C軽石(As-C)を含む灰色粘質土(図5土層断面B-N8層)を斜めに掘り込む溝状の遺構が検出された。これは底面及び上端部は確認できなかつたものの、その掘り込みや覆土の状況から、高崎城絵図(高崎市2006)において高崎城城下町の東端部を南北に画す「遠御構」と記された、「遠構」の堀の西側の法面の一部である可能性が高いと判断され、その上端部はやがて実施される本調査の調査区域内で確認されるものとの想定をした。なお、この試掘調査の範囲では、本調査で多数出土した木棺墓は全く確認されていない。

その後この試掘トレンチの西側部分において、財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団による本調査が実施されたが、試掘調査において想定された「遠構」の堀の上端部は確認できず、唯一A区北端部東側の土層断面において、溝状の掘り込みを土層断面上のみで確認した(図5土層断面A)。この溝状の掘り込みは、その位置的な関係から一連の「遠構」の西側の立ち上がり部分である可能性も考えられた。但し、これはその上端から深さ30cmほど掘り込まれた後は、東側に少なくとも1mの犬走り状の平坦面となり、文化財保護課による溝状の掘り込みから想定する断面の形状及び、覆土の状況が異なっている。また、覆土が東側にかけて高くなってしまい、底面の平坦な部分が犬走りで、この断面のさらに東側が堀の本体部で深くなっていたと考えるには、不自然な覆土の堆積状況を示している。調査範囲の関係で溝の平面的な把握も不可能であったことから、結局この掘り込みを「遠構」の堀と認定する確定的な資料を得るには至っていない。しかし、本調査においては、この掘り込みを除いて「遠構」の堀に該当する溝は一切確認していない。

一方、この遺跡の南方約200mの真町I遺跡では、「遠構」の堀と考えられる溝(SD1)が確認されている(高崎市教委1996)。この溝も溝幅の全体は未確認であるが、溝のほぼ西半部を検出し、その規模を上幅5.2m、下幅2.1m、深さ1.5m程度と推定している。この溝は確認した最北部と最南部の間の距離が64mで、溝の西側の上端線はほぼ直線的である。この溝の上端線の南端部と北端

部の二点を結び、これを羅漢町遺跡の調査区域まで延長すると、北端部を除く調査区域東限の僅か東側に位置付けられる(図5・6)。但し、この想定線では「遠構」の堀の範囲に入るべき図5土層断面Cが、堀の外側(西側)に位置してしまうことから、この線が確実であるとは言い難い。以上のことを整理すると、次のようになる。

①図5土層断面Bの掘り込みは「遠構」の堀である可能性が高く、その西端部においての堀の上端部が確認できないことから、上端部はこの地点より西側に位置する。

②したがって、図5土層断面Bの地点より東側に位置する図5土層断面Aの東端部で確認した溝状の掘り込みは、「遠構」の堀である可能性が低い。

③真町I遺跡で確認した「遠構」の堀の西側の延長線は、図5土層断面B地点においてはその西側に位置し、堀の上端部がポイントBより西側に位置する想定との矛盾がない。但し、図5土層断面Cにおいては、この地点が堀の中に位置すべきことと一致しない。

④本調査の調査区域内では、図5土層断面Aの東端部で確認した溝状の掘り込みを除いて、「遠構」の堀に該当する溝は一切確認できない。一方、県文化財保護課の試掘調査範囲内で、木棺墓は全く確認されていない。

以上のことを総合的に判断すると、「遠構」の堀の上端部は図5土層断面Bより西側で、北端部を除く本調査区域より僅か東側に位置する可能性が高い。また、図5土層断面A地点においては、真町I遺跡で確認した堀の延長線上付近に位置するものと想定ができるが、後世の木棺墓に掘り込まれて確認できないものとの判断をした。

なお、「遠構」の堀の底面は真町I遺跡における現地表面からの深さと標高から、図5土層断面Bの下端から60cmほど下位の標高92.4m前後と考えられる。また、真町I遺跡では堀がほぼ埋没した段階で天明三年(1783)に下降した浅間A軽石が一次堆積しているが、本遺跡の図5土層断面Bにおいてもほぼ同様な堆積が認められた。さらに、真町I遺跡では「遠構」の堀の西側に幅約6mの土壘の痕跡が確認されているが、本遺跡ではこの位置を木棺墓群が占め、その痕跡は全く確認できなかった。

高崎市 2006 「遠御構筋絵図」 高崎市史資料集1「高崎城絵図」「櫻井一雄家文書」を中心に— 高崎市教育委員会 1996「真町I遺跡」

II 発見された造構と遺物



図5 「造構」の堀? 平・断面図

I 「遠構」の堀

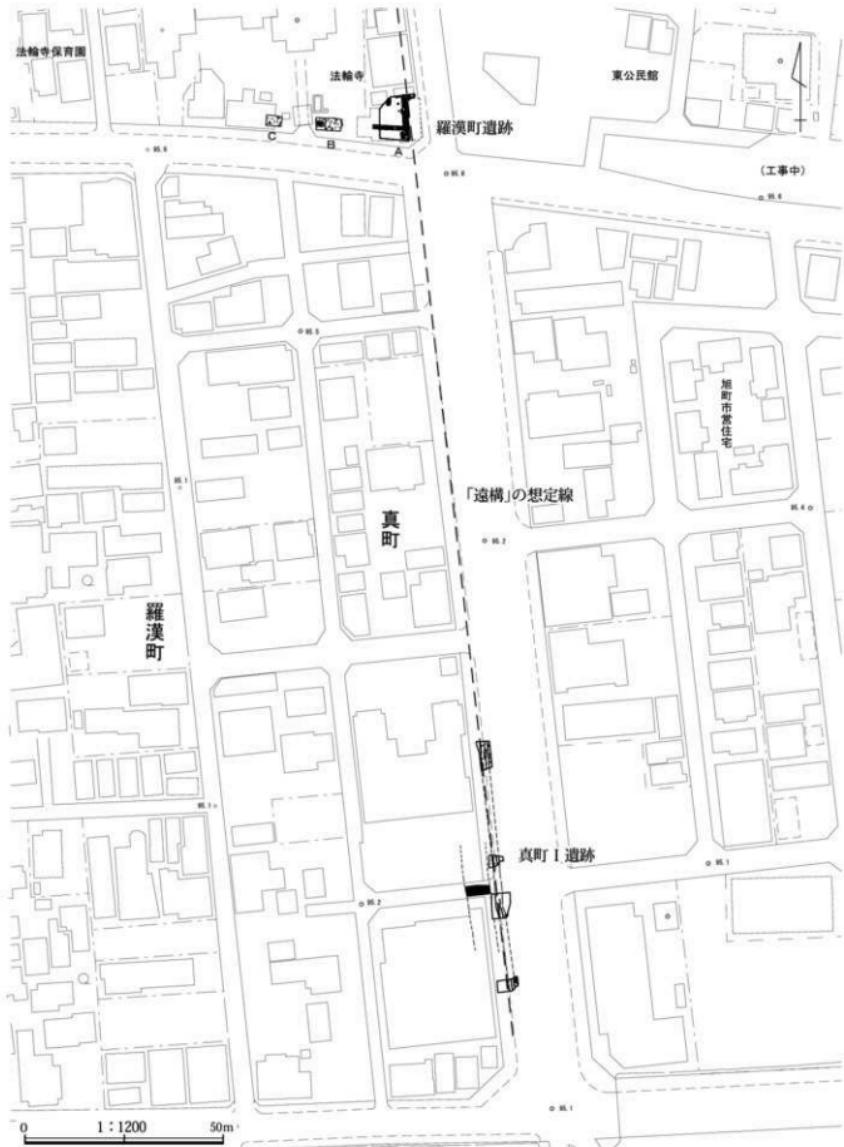
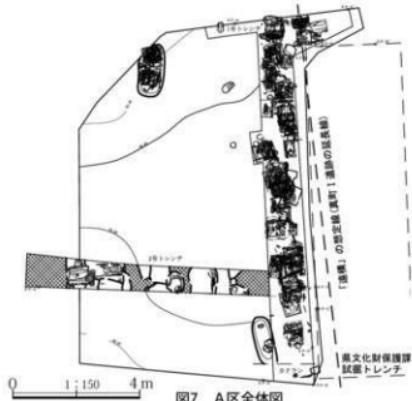


図6 真町I遺跡・羅漢町遺跡の「遠構」の堀想定図(S=1:1,200)

2 木棺墓

概要 レンチ調査により35基の木棺墓を確認し、このうち32基をほぼ完掘した。これらはいずれも基本土層Ⅱ層の浅間A軽石(A-s-A)を含む暗褐色土の上面からレンチによって検出したが、木棺墓の掘り込み面はおそらくⅡ層内にあるものと考えられる。**立地** 調査区域東端部の東側に、高崎市教育委員会調査の真町I遺跡から延長した「遠構」の堀の想定線が位置するが(図5・6)、ほぼこの想定線の内側である堀の内部に位置する県文化財保護課の試掘調査範囲では、木棺墓が全く確認されていない。のことから、これらはほぼ「遠構」の堀の西側に沿って南北に分布し、一部は堀の上端部付近に重複して占地したと考えられる。堀の上端部付近へ占地するという現象は、真町I遺跡において天明三年(1783)の浅間A軽石(A-s-A)降下時点での堀はほとんど埋まっていたという見解を考慮すると、少なくとも天明三年の時点でその上端部付近は平坦化していたことを示唆する。**形状** 発掘した32基のうち、平面形が方形を呈するものが30基で、円形が2基である。方形のものは基本的に合わせ板を組んで釘で留めたもので、円形のものは籠を巻いた樽型の桶である。**規模** 規模が判明した27基の方形の木棺墓は、短軸長が30~55cm、平均44cm、長軸長は35cm~70cm、平均52cm。短軸長は40cm代が12基、50cm代が10基、長軸長は40cm代が7基、50cm代が14基で、50cm代が圧倒的に多い。以上のことから、短軸長は40~50cm、長軸長は50cm前後が指向された可能性が高い。高さが判明しているのは、天井板の一部が遺存した30号木棺墓の1基のみで、その高さは60cmである。なお、底板・側板に墨書きが遺る22号木棺墓は、長軸長が70cmで突出して長い。**遺存状況** 大半の木棺墓が重複し、重複の際に以前のものを破壊する例が多く、天井部の板材が完全に原位置を留めた木棺は皆無で、いずれも崩落して全形が遺存したものは皆無である。**長軸方位** 軸線の判明した30基のうち、長軸方向が南北のものが26基、東西は4基で、大半が長軸を南北にとる。真北からの方位は西側に傾くものが13基、真北が5基、東側に傾くものが8基で、真北から東西15°以内に24基が入る。西側に傾くが多いのは、N-6°-W(推)で走行する「遠構」の堀に規定されている可能性もある。**木棺構造** 現場観察資料を欠くことから



詳細は不明だが、基本的には複数枚の板材を数cmの角材による棟で繋いだ側板に、複数枚の板材からなる底板を、底板側から側板の断面に鉄釘で留める構造を探る。側板を確認した20基のうち、板材を短辺・長辺とも縦に用いるものが3基、長辺のみが3基で、12基は横に用いる。22号木棺墓の底板は、竹釘による隠し釘で板を合わせる。

木棺樹種 木棺の板材に用いた樹種は、マツ属或いはマツ属複雜賀束亜属が圧倒的に多く、一部にスギ、カヤ、ヒノキ属が用いられ、側板の合せ板でこれらが併用されている例もある。樹種が判明した19基の方形木棺墓の底板は全てマツ属で、スギは円形木棺墓の1基のみである。側板もマツ属が71%を占め、スギ、カヤ、ヒノキ属は僅かである(26頁図33)。

人骨 II章4(1)「出土人骨」参照。

副葬品 一部の木棺墓に納められた漆椀などを除くと概して少ないのとは対照的に、古銭は15基の木棺墓から出土しており、合計79枚のうち渡来銭は1枚で、残る78枚は寛永通宝である。複数枚の寛永通宝を副葬した12基の木棺墓のうち、古寛永のみの木棺墓はなく、古・新寛永の併存が6基、新寛永のみが6基である。なお、遺構外出土の古銭は渡来銭1枚、寛永通宝59枚で、このうち古寛永は17枚、新寛永42枚である。**年代** 個々の木棺墓について、年代の判定が可能な出土遺物に乏しいために詳細は不明だが、副葬された寛永通宝からみると、大勢として新・古寛永の併存期から、新寛永期にかけての時期と考えられ、これは遺構外出土の陶磁器類の年代が、17世紀後半~19世紀中葉に位置付けられることとの矛盾がない。

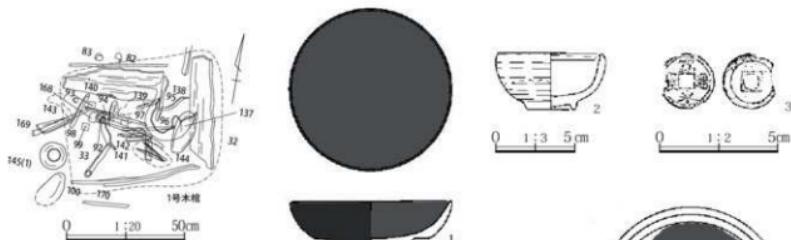


図8 1号木棺墓・出土遺物

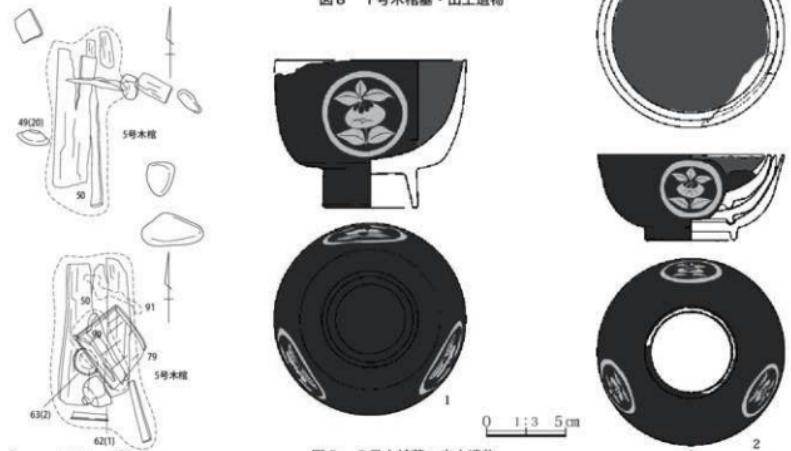


図9 5号木棺墓・出土遺物

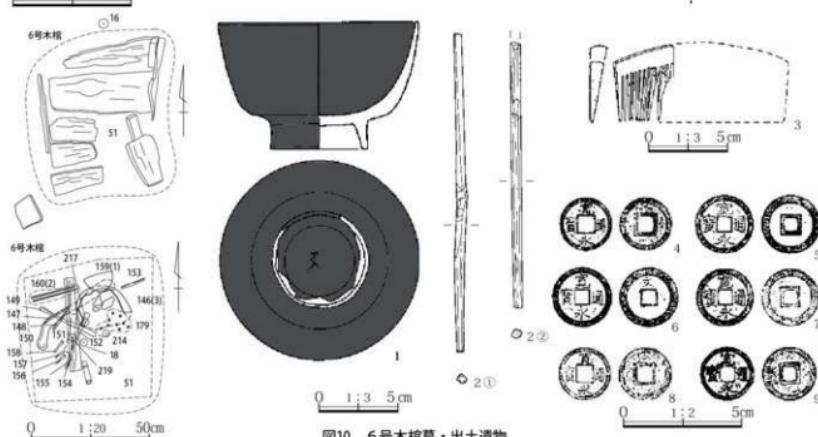


図10 6号木棺墓・出土遺物

II 発見された遺構と遺物

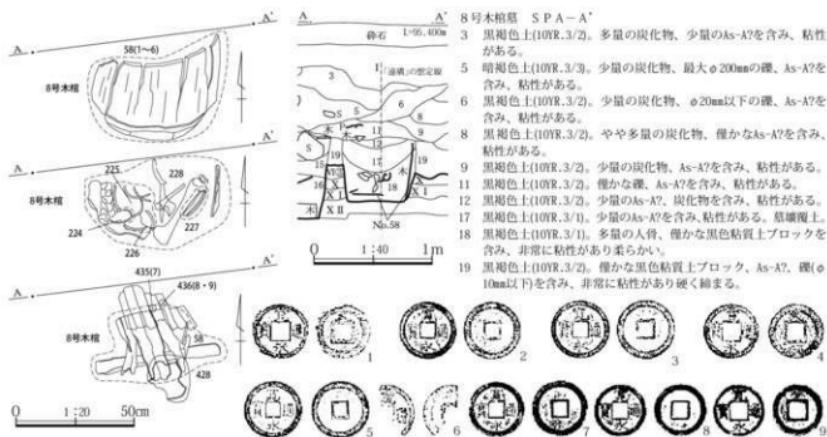


図11 8号木棺墓・出土遺物

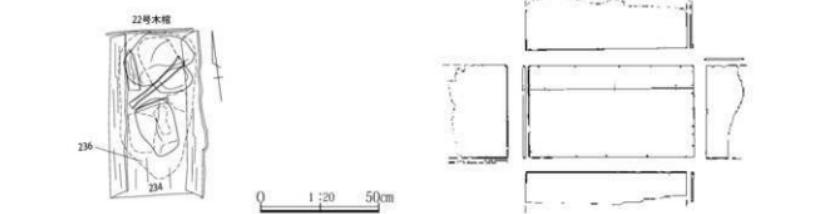


図12 22号木棺墓・出土遺物

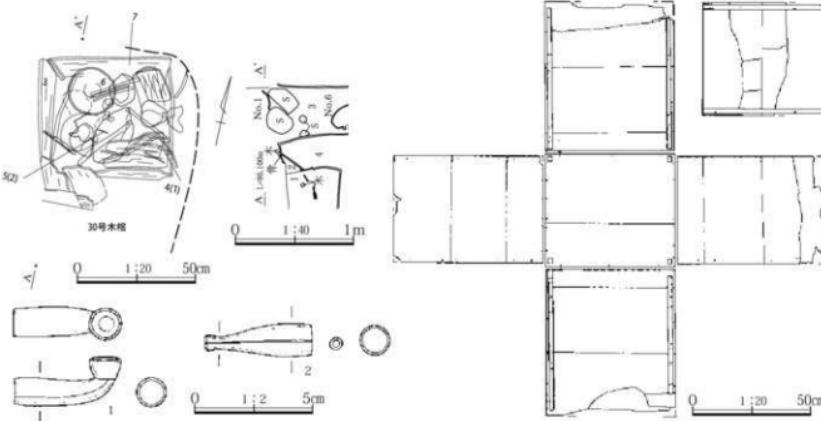


図13 30号木棺墓・出土遺物



図14 木棺墓出土古錢

0 1 2 5cm

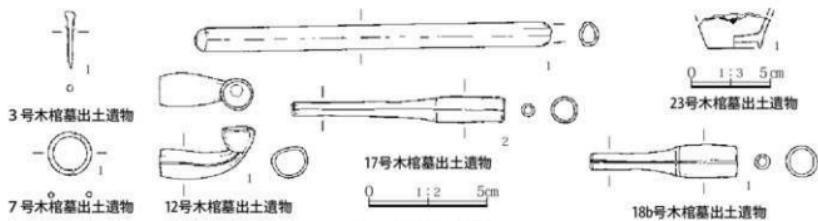


図15 木棺墓出土遺物

遺構外出土物

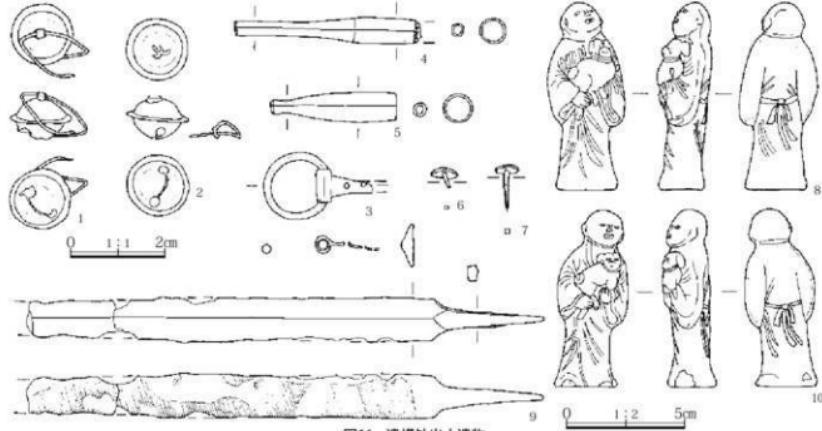


図16 遺構外出土遺物

II 発見された遺構と遺物

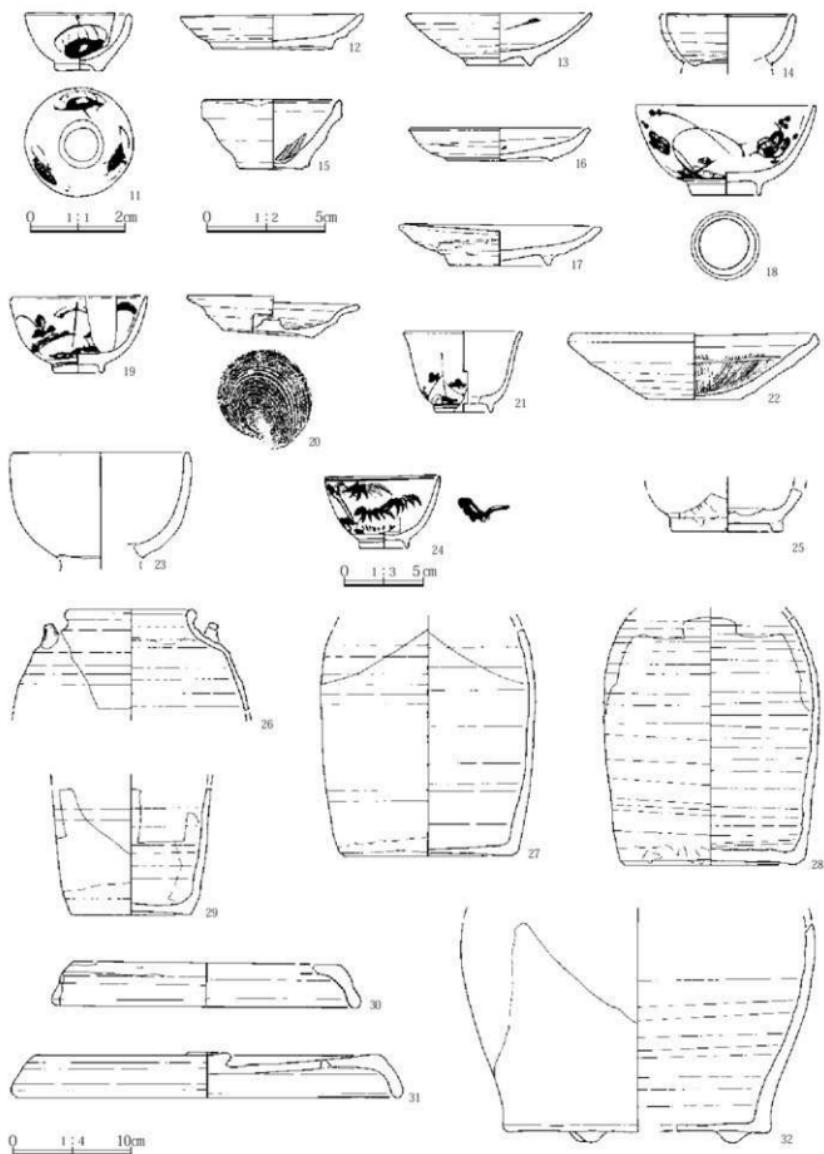


図17 遺構外出土遺物

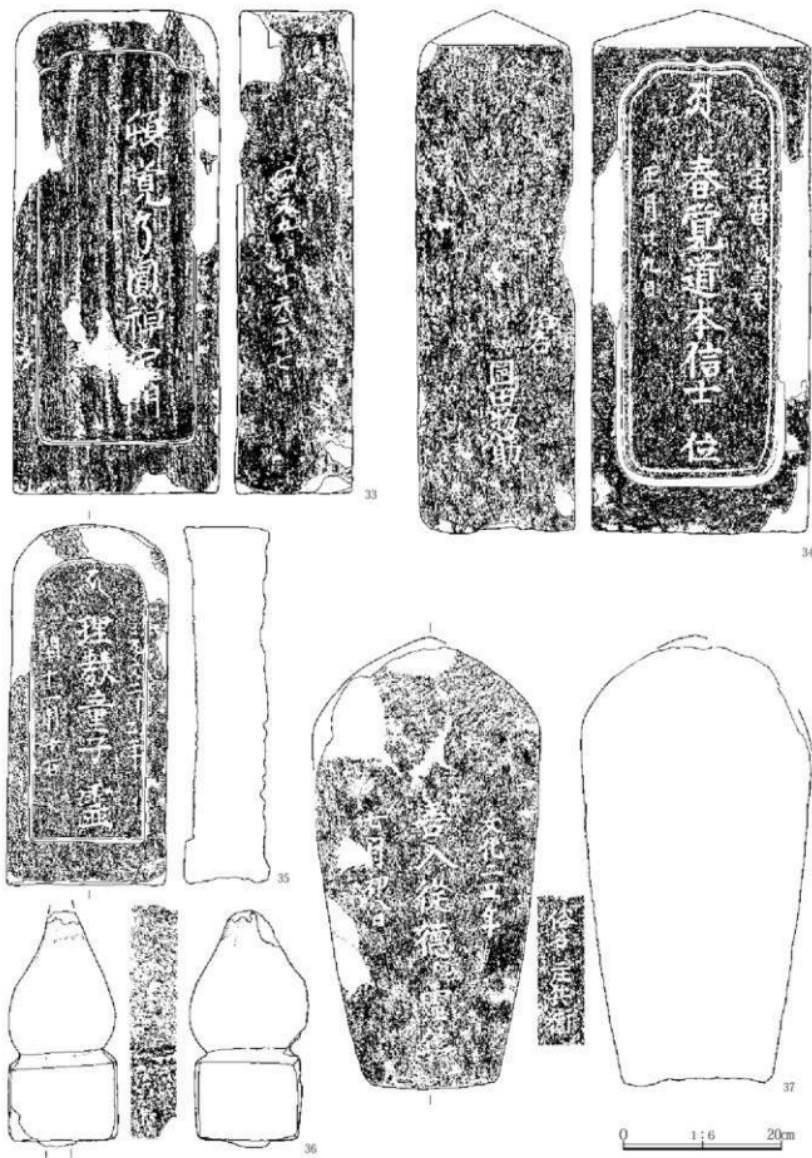


図18 造構外出土遺物

II 発見された遺構と遺物

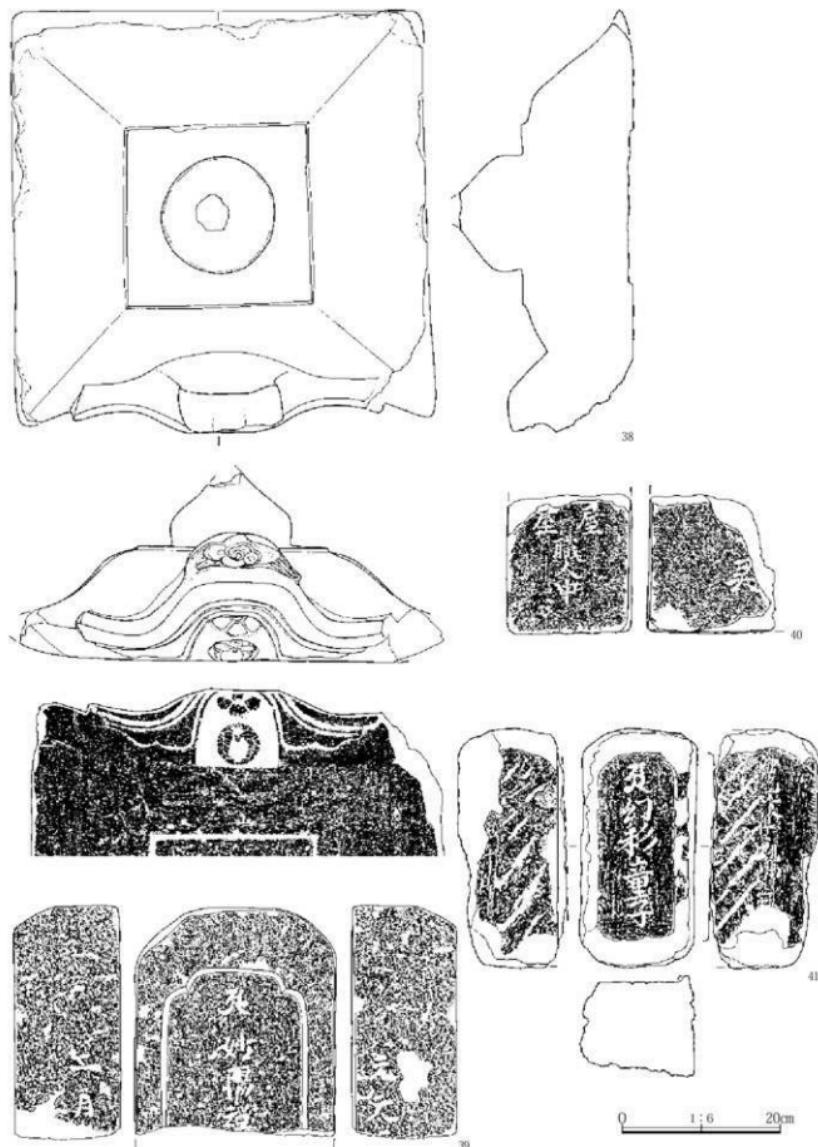


図19 遺構外出土遺物

4 出土品の鑑定・分析

(1) 羅漢町遺跡出土人骨

羅漢町遺跡では、ほぼ全ての木棺墓及び土坑から多数の人骨が出土した。この被葬者の性格を明らかにすべく、生物考古学研究所 横崎修一郎氏にその鑑定・分析を依頼した。鑑定・分析結果は、以下のとおりである。

羅漢町遺跡出土人骨

はじめに

羅漢町遺跡は、群馬県高崎市羅漢町に所在する。(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団による発掘調査が、2009(平成21)年11月1日～同11月30日まで行われた。

この発掘調査で、近世の木棺墓とともに、近世人骨が出土したので以下に報告する。しかしながら、紙面の都合で詳細に報告することはできないため、ここでは個体数・性別・死亡年齢・身長の記載にとどめ、詳細な報告は別の機会にゆることとした。

この墓域は、慶長3(1598)年に築造された高崎城とほぼ同時に創建され、現在も同所に所在する法輪寺に伴うものと推定される。年代は、出土遺物より、17世紀後半～19世紀中葉に比定されている。

なお、本報告者が知る限り、群馬県においてこれほどまとまった数の近世人骨の出土は初めてであると推定される。(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団から出版された出土人骨は、2005年時点のものが本報告者等によりまとめられている(横崎・石守 2005)。

また、本報告者が出土人骨を報告した群馬県内の近世人骨の内、有る程度まとまった数の近世人骨が出土しているものは、報告年の順に見立峯遺跡II[渋川市]で15体(横崎 2003)・生品西浦遺跡[利根郡川場村]で16体(横崎 2005)・上ノ平1遺跡[長野原町]で16体(横崎 2008)が出土しており、15体～16体が出土している。

本遺跡出土人骨は、少なくとも30体が出土しており、これまでに知られている遺跡の約2倍の人骨が出土していることになる。なお、本遺跡出土近世人骨は、水に浸かった状態であるため保存状態が良く、東京の近世寺院墓域出土人骨と同様の保存状態で、人骨の色は濃茶色～黒色を呈している。

実際、今回の出土人骨の内、數体に脳の残存も認められた。この脳の残存は、東京の近世寺院墓域出土人骨に

も時々認められる(佐倉・横崎 1990)。これは、水に浸かった状態であることから残存したものと推定される。

1. 個体数

1号木棺～31号木棺及び1号土坑から、少なくとも29体が出土している。但し、これ以外に、表面採集や藏骨器2点から出土した火葬人骨2体もあるため、少なくとも約35体はあると推定される。

2. 性別

性別が判明した29体の内、男性は15体・女性は14体である。しかしながら、これらの内、男性1体は未成年であるため、成人は男女共に14体ずつとなる。

3. 死亡年齢

(1)全体

死亡年齢が判明した29体の内、28体は成人であり、1体のみが約7歳～8歳の未成年であると推定された。この未成年を除いた28体の死亡年齢は、成人が20体・約30歳代が2体・約40歳代が1体・約40歳代～50歳代が2体・老齢が3体である。

(2)男女別

①男性[15体]

成人8体・約7歳～8歳1体・約30歳代2体・約40歳代1体・約40歳代～50歳代2体・老齢1体である。

②女性[14体]

成人12体・老齢2体である。

4. 身長

29体中、7体(男性3体・女性4体)の身長を四肢骨の全長から推定することができた。なお、身長の推定式は、藤井の式を応用した(藤井 1960)。しかしながら、身長の推定は大腿骨及び脛骨を使用した場合にその精度が高いことが知られているが、今回の推定身長では、多くが橈骨・尺骨であるため、精度が低いことが推定される。

元北里大学の故平本嘉祐による、江戸時代人骨の大腿骨を使用した研究では、江戸時代人男性の平均身長は157.1cm[最大167.2cm・最小147.2cm]・同女性の平均身長は145.6cm[最大157.1cm・最小137.6cm]である(平本 1972)。

(1)男性

男性3体の推定身長は、約152cm～159cm(23号木棺)・約156cm(26号木棺)・164cm(31号木棺)である。これらはすべて、平本の男性推定身長の範囲内である。

II 発見された遺構と遺物

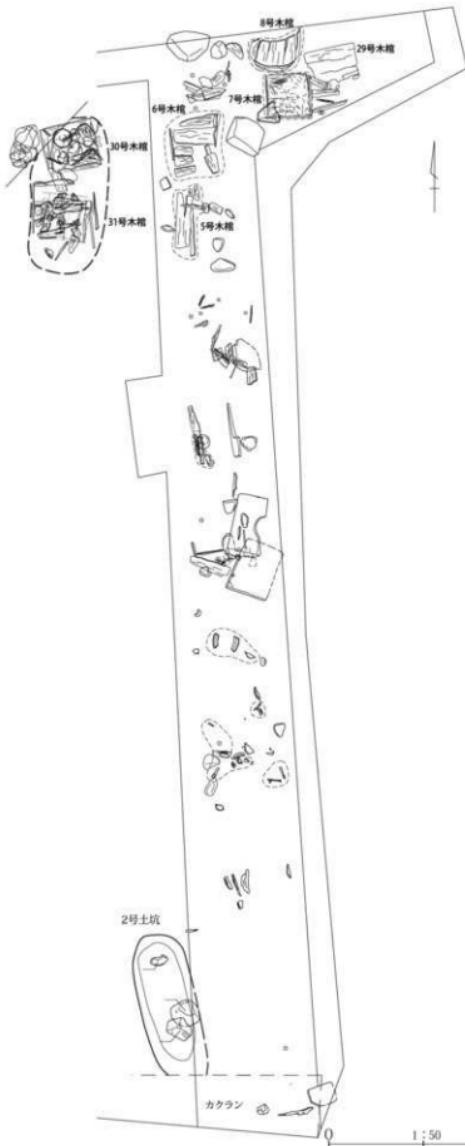


図20 羅漢町遺跡A区1面平面図

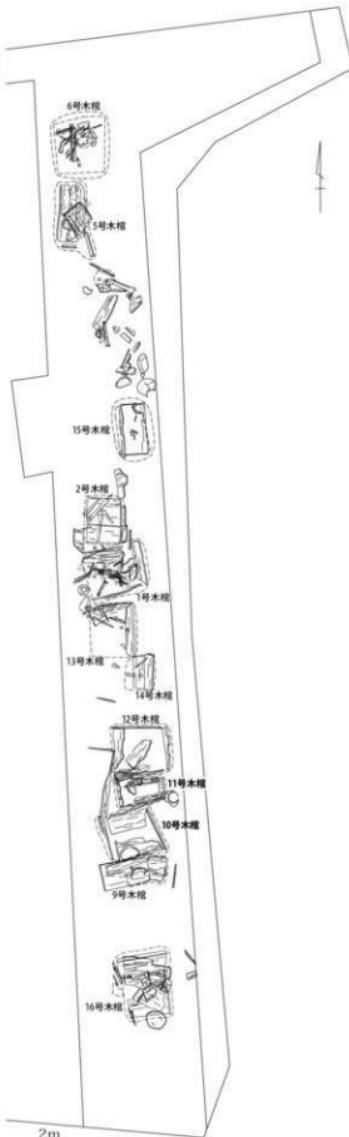


図21 羅漢町遺跡A区2面平面図

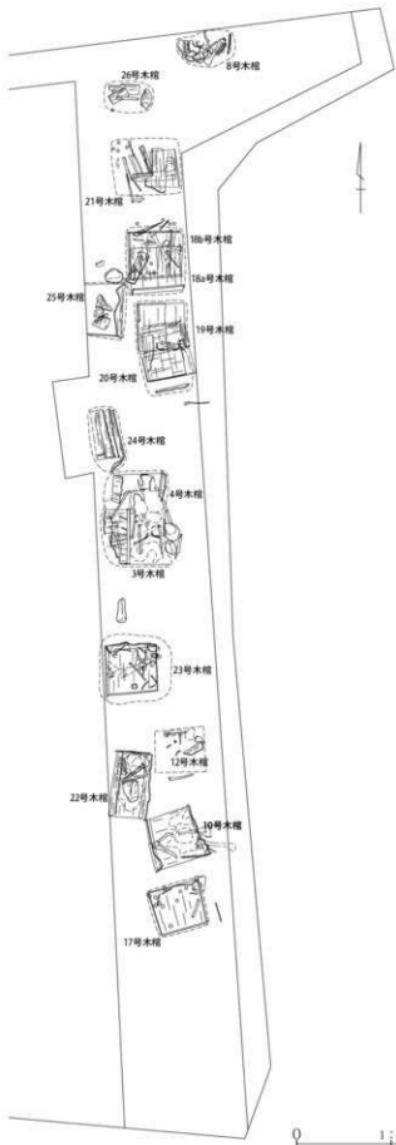


図22 羅漢町遺跡A区3面平面図

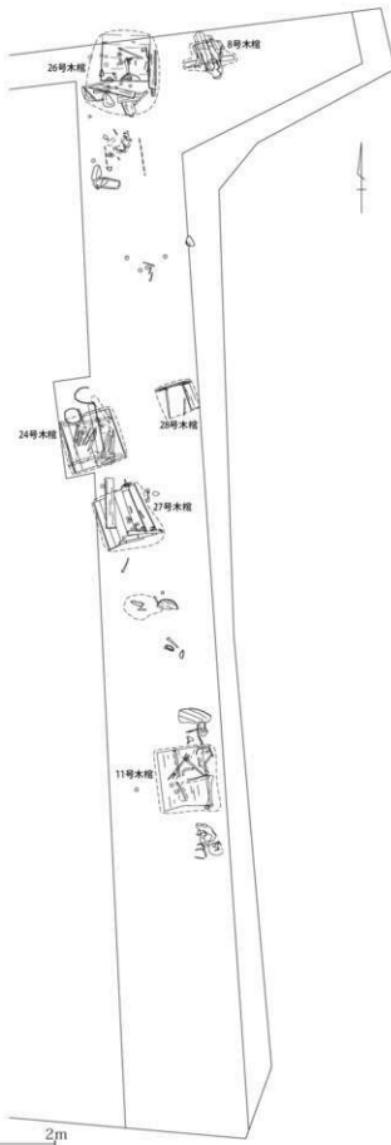


図23 羅漢町遺跡A区4面平面図

II 発見された遺構と遺物

(2) 女性

女性4体の推定身長は、約145cm～148cm(8号木棺)・約150cm～155cm(18号木棺)・約146cm～151cm(19号木棺)・約152cm～156cm(21号木棺)である。これらはすべて、平本の女性推定身長の範囲内である。

まとめ

羅漢町遺跡は、群馬県高崎市羅漢町に所在する。この遺跡は、現在も所在する法輪寺の墓域と推定される。本遺跡から、17世紀後半～19世紀中葉の木棺墓出土近世人骨が少なくとも29体出土した。

これらは、男性15体・女性14体であり、約7歳～8歳の男性(男児)を除くとすべてが、成人である。また、7体の身長を推定することができたが、すべて、江戸時代人骨の範囲内であった。

出土人骨のまとめを、表1に示した。

引用文献

藤井 明 1960 「四肢骨長の長さと身長との関係について」、『順天堂大学体育学部紀要』、順天堂大学

平本嘉助 1972 「縄文時代から現代に至る関東地方人骨の時代的变化」、『人類学雑誌』、日本人類学会

柄崎修一郎 2003 「見立峠道路Ⅱ出土人骨」、『見立峠道路Ⅱ・滝沢日向原道路』、群馬県勢多郡赤城村教育委員会

柄崎修一郎 2005 「生品西浦遺跡出土人骨」、『生品西浦遺跡』、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

柄崎修一郎 2008 「上ノ平Ⅰ遺跡出土人骨」、『上ノ平Ⅰ道路(1)』、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

柄崎修一郎・石守 晃 2005 「群馬県出土人骨データベース」、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団編、『研究紀要』23、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

佐倉 利・柄崎修一郎 1990 「都立上野高等学校遺跡出土人骨」、『東叡山寛永寺護国院』、都立学校遺跡調査会

表1. 羅漢町遺跡出土人骨一覧表

No.	遺構名	個体数	性別	死亡年齢	身長
1	1号木棺	1個体	男性	40歳代	—
2	2号木棺	1個体	女性	成人	—
3	3号木棺	1個体	男性	老齢	—
4	4号木棺	1個体	女性	成人	—
5	5号木棺	1個体	男性	成人	—
6	6号木棺	1個体	男性	30歳代	—
7	7号木棺	1個体	男性(男児)	7歳～8歳	—
8	8号木棺	1個体	女性	成人	145cm～148cm
9	9号木棺	1個体	女性	成人	—
10	10号木棺	1個体	女性	成人	—
11	11号木棺	1個体	女性	老齢	—
12	12号木棺	1個体	女性	成人	—
13	13号木棺	1個体	女性	成人	—
14	15号木棺	1個体	女性	老齢	—
15	16号木棺	1個体	男性	成人	—
16	17号木棺	1個体	男性	約30歳代	—
17	18a号木棺	1個体	女性	成人	150cm～155cm
18	18b号木棺	1個体	男性	成人	—
19	19号木棺	1個体	女性	成人	146cm～151cm
20	21号木棺	1個体	女性	成人	152cm～156cm
21	22号木棺	1個体	男性	成人	—
22	23号木棺	1個体	男性	成人	152cm～159cm
23	24号木棺	1個体	男性	40歳代～50歳代	—
24	26号木棺	1個体	男性	成人	156cm
25	27号木棺	1個体	男性	成人	—
26	28号木棺	1個体	女性	成人	—
27	30号木棺	1個体	女性	成人	—
28	31号木棺	1個体	男性	40歳代～50歳代	164cm
29	1号土坑	1個体	男性	成人	—

(2) 22号木棺墓の墨書

羅漢町遺跡の22号木棺墓は、棺の底板及び側板に墨書きが残っていた。これは近世の文書の一部と推察され、その内容及び被葬者との関係を明らかにすべく、その判読を群馬県地域文化研究協議会常任委員 秋山正典氏に依頼した。判読結果は、以下のとおりである。

羅漢町遺跡出土の木棺の文字について

羅漢町遺跡（旧法輪寺墓地）から出土した32の木棺のうち、22号木棺の底板（縦38.5cm、横69.5cm、厚6mm）と側板（縦25.0cm+α、横39.0cm、厚6mm）の表面には墨筆の文字があることが洗浄作業の過程で確認された。このため赤外線写真等を利用して解説作業を行った。なお、文中の「底板①」と図25の①は対応している。

底板①（右部）

底板右側には、やや大きめの楷書体に近い文字で「大平大賀越□」とあるようである。何を目的に書かれたか不明であるが、文字どおり解釈すれば、新しい年（越年カ）を迎えて「世の中が静かで平和なことを大いに喜び祝うこと」を意味しているのであろう。

底板②（中央部）

底板のやや右側中央部（②の左側）の文字は、典型的な御家流（江戸時代に武家・庶民の間で普及した書道の流派）の書体で「当村紫雲庵」と判読できる。この上部にも數字があるらしく、判読は不能であるが、おそらく「一禪宗」であろう。ただし、高崎市周辺や群馬県内には紫雲庵という庵室や寺院は存在せず、その所在は不明である。全国には「紫雲庵」と称する寺院が何カ所かみられる。たとえば鳥取県鳥取市の淨土真宗紫雲山淨宗寺は江戸時代には紫雲庵を称し、また徳島県阿南市にも紫雲庵が存在したが（宗派は不明、現在は庵庵）、この文書と関連があるか判断できない。さらに、木棺が埋葬された法輪寺は天台宗の寺院であることから、法輪寺と禪宗・紫雲庵との関係も明らかではない。

紫雲庵の文字の下方にはその檀家と思われる男女数名の人名が読み取れる。「りと」（20歳）・「なを」（9歳）の戸主は不明であるが、おそらく姉妹であろう。続く「清八」（76歳）は一つの家族の戸主と思われ、名前の下に印影（印a）も確認できる。その「女房」は年齢不詳であるが、おそらく77歳か67歳であろう。「□を」（29歳）は年齢から推測すれば娘又は孫であろうか。次の「□藏」（38歳カ）以下



図24 22号木棺墓（西から）

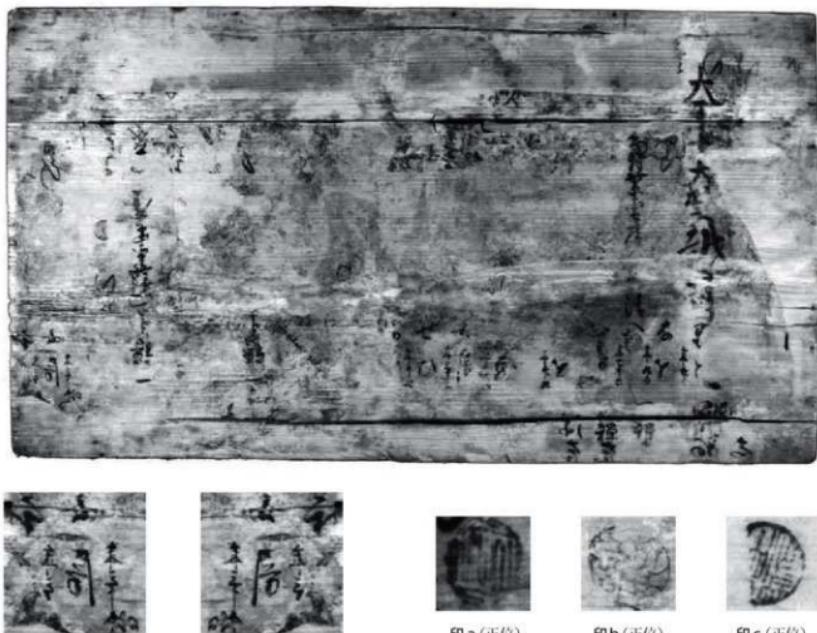
は「清八」と別の家族であり、その左側の「女房」（32歳）と「せひ」（14歳）の2名は名前と年齢も確認できる。「せひ」は娘であろう。さらに左側の文字については判読不能である。

つぎに左側の中央部には、反転文字で「□ 年三十□」・「同断（印b） 女房 年三十□」とあり、その右側には天地が逆さ文字で「一禪宗当村紫雲庵（印b）」「一禪宗[]」（おそらく「当村紫雲庵」であろう。）とあることから、これらは前掲の「清八」家族らと関連する文書であることが推定できる。また、ここで見られる反転文字で「同断」（右に同じの意）とあるのは、同じ紫雲庵の檀家に属していることを示すものであろう。

なお、底板の左側には紫雲庵と思われる同一の印影が3ヶ所（印b）確認できる。一番左側の印影は反転し、かつ印形がややいびつなことから、他の印影が重なっている可能性も考えられる。その右側には割印（印c）があり、すぐ下（「断」の天地逆さ文字の上）と右側（天地逆さ文字の「紫雲庵」の上）にも微かであるが印影（印b）が見える。

このように宗派・寺院名とその檀家の家族構成（人名・年齢）などが記載されていることから推定すれば、底板中央部の文字は底板①を除き、江戸時代の村落の基本帳簿である宗門人別改帳の一節（その反故紙や断簡）である可能性が高いように思われる。ちなみに、宗門人別改帳とは、江戸時代に当時禁止されていたキリスト教を取り締まるために各村で作成された帳簿である。原則として毎年作成され、各家毎に戸主を筆頭にその家族や奉公人の名前・年齢・続柄・檀那寺などを記載して戸籍の役割も果たした。明治4年（1871）に戸籍法が制定されるまで続いた。

II 発見された遺構と遺物



左下部(正位)

左下部(左右反転)

印 a (正位)

四百

印 s (正印)

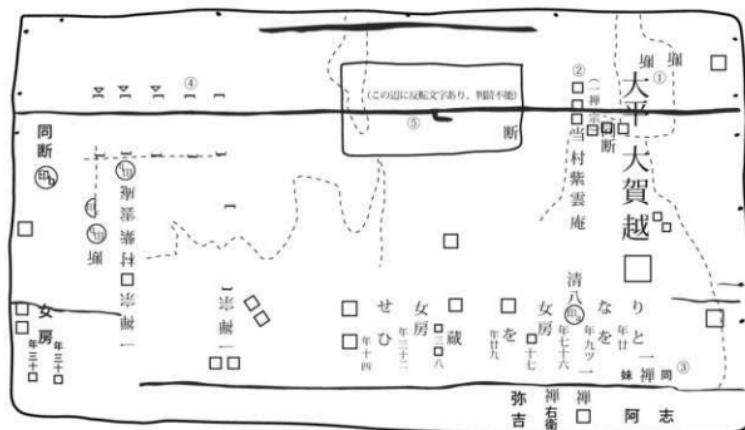


圖 25-22 吳大培墓 痕板墨書赤外線寫真 - 解說

※ ゴチック文字は左右反転



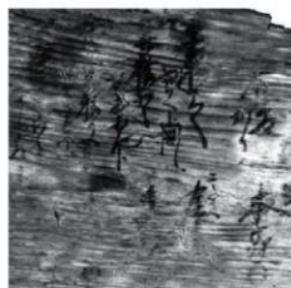
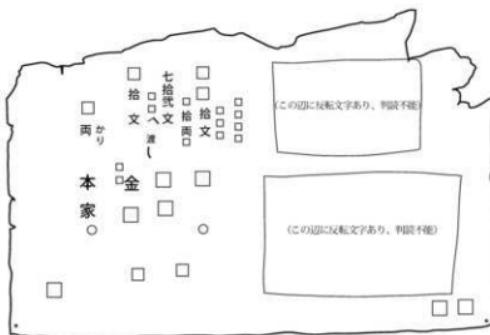
図 26 22号木棺墓 底板左中央部拡大写真（上下反転）



図 27 22号木棺墓 底板右下部拡大写真



側板部分拡大写真（正位）



側板部分拡大写真（左右反転）

図 28 22号木棺墓 底板墨書赤外線写真・解読図・部分拡大写真

II 発見された遺構と遺物

底板③（右下部）

底板右側の下部（大きな亀裂付近）の文字は、右から「一禪」「一禪□」「禪右衛（門か）」「弥吉」などと判読できる。ただし、正字の「禪」は（「志」「阿」「弥吉」など）は何故か反転文字と重なって見えるが、両者の関係については不明である。

底板④（左上部）

底板左側の上部（亀裂付近）にも天地が逆さ文字で、しかも反転の文字があるように見えるが、判読は不能である。また文字の下に「△」印が3ヶ所確認できる。文字の位置関係からすれば、底板②「一禪宗口村紫雲庵」の下に記された人名ではないかと推測できるものの、これら文字の中央部が切れているようにも見えることから、宗門人別帳とは全く関係のない文字であるかもしれない。

底板⑤（上中央部）

底板中央の上部（亀裂付近）にも反転文字と思われる文字が見られるが、「断」以外の文字はほとんど判読は不能である。

側板

側板は底板左縁とほぼ垂直に竹釘で接合されていたものと思われ、その板面にはすべて反転と思われる文字が確認できた。それを判読すれば「□両 かり 本家」とか「七拾弐文」など、ほとんどが数字や金銭の単位（両・文）を示す文字であることから、おそらく金銭の貸借に関する帳簿（横帳か横切紙の反故紙や断簡）である可能性が高い。また、摩滅や劣化などで判読不能であるが、側板全体に墨の痕跡も見えることから、他にも文字が書かれていたものと思われる。

以上、22号木棺の底板と側板に書かれていた文字について、判読が可能な部分の概要を記してきた。ところで、これらの文字は「書かれている」と表現してきたが、実は直接この板面に「書かれた」とは考えにくいのである。その根拠として第一に、前述のとおり反転文字が存在することが挙げられる。直接文字を反転させて書くことは実際には困難であり、当然ながらその必要性もないからである。第二に、文字の大きさ・筆跡等が異なるものもあり、そのうえ天地が逆さまに書かれている箇所も見られるからである。これらのことから、板面に直接に書かれ

たものではなく、しかもその文字に何らかの意味や内容をもたらしたものではないと断定できる。つまり被葬者に関する由緒・来歴などを記したものではないのである。

とするならば、これらの文字はいったいどのような経緯で遺ったのであろうか。考えられるのは、埋葬時に木棺の内側に江戸時代の宗門人別改帳や金銭貸借簿などの反故紙やその断簡を貼付していたが、長い年月を経るなかでその紙の成分が消失し、墨筆で書かれた文字の部分のみが板面に定着したのではないかという可能性である。さらに、底板だけではなく側板にも文字が転写されていたことは、板面とその紙が密着していたことを示すものであろう。その理由の一つとしては、木棺を和紙等で表装したり補強するためなどが考えられるが、このような事例は寡聞にして知らず、断定することはできない。また反転文字があるということは、反故紙の表裏を全く考慮せずに貼付したか、あるいは折り返したことによると思われる。なお表装であった場合、これらの反故紙は下張りとして利用されていたことを意味しており、そのためには何枚か重ねて貼付されていた可能性も考えられるのである。

ただし、写真からも明らかなとおり、場所によって文字がかなり鮮明に遺っている所があり、長い年月を経てきたとはいえ、果たしてこれだけ鮮明に墨の文字が板面に付着するものか疑問が残るところでもある。

何れにせよ、この22号木棺は出土した木棺の中では長軸長（約70cm）が最も長いこと。しかも、木棺の底板と側板の接合に竹釘（他の木棺はすべて鉄釘）が使用されていること。そのうえ宗門人別改帳等の反故紙を下張りとして貼っていたと思われることなど。ほかの木棺とはいくつかの大きな相異点が見られるのである。被葬者が一体どのような人物であるのかも明らかでないが、江戸時代の木棺の作製技法や埋葬方法を解明する手がかりとなる貴重な発掘事例であろう。

なお、文字の解説に際しては群馬県立文書館古文書係の協力を得たことを付記しておく。

III 遺物観察表

1号木棺材

番号	種類	法量(cm)	①焼成 ②色調		成・整形技法の特徴(器形・文様の特徴)	残存状態 備考
			③胎土			
1	木製品 漆塗	口10.2 底5.0 高3.0	木取りは横木地。下地は黒色で材質不明。全面赤色漆を塗った後、高台端部と口縁端部に黒色漆を塗る。			完形 ナラ属
2	美濃陶器 小碗	13.5 或3.0 高3.5	赤白		内面から体外部分を削り、外面に縁部以下回転削り。	完形 登窯7小期
3	竈火頭玉	径2.4 札径0.6 厚さ0.12	重さ2.0g	古煮水。質子部分一部欠損。		

3号木棺材

1	元漆透彫	径2.4 札径0.7 厚さ0.12	重さ2.8g	透葉鉄、鉢文不明瞭。	完形
2	鉢打	径2.5 札径0.3			完形

4号木棺材

1	竈火頭玉	径2.4 札径0.6 厚さ0.11	重さ2.7g	新竈水。	完形
2	竈火頭玉	径2.5 札径0.6 厚さ0.12	重さ2.8g	新竈水。背文。	完形
3	竈火頭玉	径2.4 札径0.6 厚さ0.11	重さ2.9g	新竈水。	完形
4	竈火頭玉	径2.3 札径0.7 厚さ0.90	重さ2.8g	新竈水。右下外縁部取り。	完形
5	竈火頭玉	径2.4 札径0.6 厚さ0.17	重さ0.9g	新竈水。鉢文。	ほぼ完形

5号木棺材

1	木製品 漆塗	口12.0 底5.0 高9.3	下地は黒色で材質不明。外面から口縁端部まで透漆。内面は赤色漆で仕上げる。	外側 ほぼ完形
2	木製品 漆塗(三つ椀)	口11.4 底5.8 高5.5	個体の漆で人となる。外側の下地は黒色で材質不明。外面から口縁端部まで透漆。内面は赤色漆で仕上げる。外側三方に割れもしくは剥離で文を施す。皿1とセット。	外側 ほぼ完形 木卓

6号木棺材

1	木製品 漆塗	口11.2 底6.2 高8.0	横木板目取りであろう。下地は黒色で材質不明。仕上げは赤色漆。高台内に黒色漆	ほぼ完形 ナラ属
2	木製品 漆塗	口11.4 底5.8 高5.5	個体の漆で人となる。外側の下地は黒色で材質不明。外面から口縁端部まで透漆。内面は赤色漆で仕上げる。外側三方に割れもしくは剥離で文を施す。皿1とセット。	外側 ほぼ完形 木卓
3	木製品 漆塗	口14.9 底8.8 高8.1	内面は赤色漆で仕上げる。	内面 ナラ属
4	竈火頭玉	径2.5 札径0.6 厚さ0.09	重さ2.1g 新竈水。	完形
5	竈火頭玉	径2.5 札径0.6 厚さ0.11	重さ2.3g 新竈水。	完形
6	竈火頭玉	径2.5 札径0.6 厚さ0.13	重さ2.4g 新竈水。背文。	完形
7	竈火頭玉	径2.5 札径0.6 厚さ0.10	重さ2.0g 古竈水。	完形
8	竈火頭玉	径2.3 札径0.7 厚さ0.09	重さ2.3g 新竈水。	完形
9	竈火頭玉	径2.3 札径0.6 厚さ0.14	重さ2.7g 新竈水。	完形

7号木棺材

1	現状耐製品	径1.9 札径0.2	断面円形	完形
2	木製品	口12.5 底6.2 高8.0	横木板目取りであろう。下地は黒色で材質不明。仕上げは赤色漆。高台内に黒色漆	ほぼ完形 ナラ属
3	木製品 漆塗	口11.4 底5.8 高5.5	個体の漆で人となる。外側の下地は黒色で材質不明。外面から口縁端部まで透漆。内面は赤色漆で仕上げる。外側三方に割れもしくは剥離で文を施す。皿1とセット。	外側 ほぼ完形 木卓
4	木製品 漆塗	口14.9 底8.8 高8.1	内面は赤色漆で仕上げる。	内面 ナラ属
5	木製品 漆塗	口12.5 札径0.6 厚さ0.09	重さ2.0g 新竈水。背文。	完形
6	木製品 漆塗	口12.5 札径0.6 厚さ0.10	重さ2.1g 新竈水。背文。	完形
7	木製品 漆塗	口12.5 札径0.6 厚さ0.11	重さ2.2g 新竈水。背文。	完形
8	木製品 漆塗	口12.5 札径0.6 厚さ0.12	重さ2.3g 新竈水。背文。	完形
9	木製品 漆塗	口12.3 札径0.7 厚さ0.09	重さ2.3g 新竈水。	完形
10	木製品 漆塗	口12.3 札径0.6 厚さ0.14	重さ2.7g 新竈水。	完形

12号木棺材

1	焼皆(椭音)	長さ4.0 札径1.9	火皿の火皿の火皿	上向打によると思われるへこみあり。
2	木製品	口12.5 底6.0 高8.0	横木板目取りであろう。下地は黒色で材質不明。仕上げは赤色漆。	完形
3	木製品 漆塗	口12.5 札径0.7 厚さ0.09	重さ2.0g 新竈水。	完形
4	木製品 漆塗	口12.5 札径0.6 厚さ0.10	重さ2.1g 新竈水。	完形
5	木製品 漆塗	口12.5 札径0.7 厚さ0.09	重さ2.2g 新竈水。	完形
6	木製品 漆塗	口12.5 札径0.6 厚さ0.11	重さ2.3g 新竈水。背文。	完形

17号木棺材

1	不明金属製品	長さ15.0 札径1.0	中央で一方の小孔に鉋頭。鉋頭は小孔あり。鉄や鋼ではなく非常に軽い。	時期不詳
2	焼皆(吸込)	長さ8.9 札径1.1	全長近く、羅子伸入部側に棘歯をなして次第に細くなる。黒色に焼られている。	完形

18号木棺材

1	焼皆(吸込)	長さ6.2 札径1.4	全長近く太い、羅子伸入部側に吸い口部端部に棘歯。
---	--------	-------------	--------------------------

23号木棺材

1	肥前陶器	口一 或3.3 小杯	胎体部は直線的に開き、渠付。高台端部以外胎體。高台端部と内面砂付。胎体下部、出土時、高さ2.3cm	胎体下部、出土時、 内面に金屬製品
2	竈火頭玉	径2.5 札径0.6 厚さ0.12	重さ2.5g 新竈水。背文。	完形
3	竈火頭玉	径2.5 札径0.6 厚さ0.10	重さ2.2g 新竈水。	完形
4	竈火頭玉	径2.5 札径0.6 厚さ0.10	重さ2.9g 新竈水。	完形
5	竈火頭玉	径2.5 札径0.6 厚さ0.11	重さ3.0g 新竈水。背文。	完形
6	竈火頭玉	径2.5 札径0.6 厚さ0.08	重さ1.8g 新竈水。	完形
7	竈火頭玉	径2.5 札径0.6 厚さ0.09	重さ1.8g 新竈水。	完形
8	竈火頭玉	径2.5 札径0.6 厚さ0.10	重さ3.5g 新竈水。背文。	完形
9	竈火頭玉	径2.5 札径0.6 厚さ0.09	重さ3.5g 新竈水。背文。	完形
10	竈火頭玉	径2.5 札径0.6 厚さ0.10	重さ3.8g 新竈水。背文。	完形
11	竈火頭玉	径2.5 札径0.5 厚さ0.12	重さ3.1g 新竈水。	完形
12	竈火頭玉	径2.5 札径0.6 厚さ0.13	重さ3.0g 新竈水。	完形
13	竈火頭玉	径2.5 札径0.5 厚さ0.12	重さ3.6g 新竈水。	完形
14	竈火頭玉	径2.5 札径0.6 厚さ0.12	重さ2.6g 新竈水。背文。上部にビアリ。	完形
15	竈火頭玉	径2.5 札径0.6 厚さ0.11	重さ3.2g 新竈水。	完形
16	竈火頭玉	径2.5 札径0.6 厚さ0.09	重さ3.0g 新竈水。	完形
17	竈火頭玉	径2.5 札径0.6 厚さ0.10	重さ3.6g 新竈水。	完形
18	竈火頭玉	径2.5 札径0.6 厚さ0.10	重さ3.6g 新竈水。背文。やや変形。	完形

27号木棺材

1	竈火頭玉	径2.5 札径0.6 厚さ0.10	重さ3.3g 新竈水。背文。	完形
2	竈火頭玉	径2.5 札径0.6 厚さ0.10	重さ2.8g 新竈水。	完形
3	竈火頭玉	径2.3 札径0.5 厚さ0.10	重さ2.8g 新竈水。	完形
4	竈火頭玉	径2.2 札径0.7 厚さ0.10	重さ2.2g 新竈水。	完形
5	竈火頭玉	径2.6 札径0.6 厚さ0.10	重さ3.6g 新竈水。	完形
6	竈火頭玉	径2.2 札径0.6 厚さ0.10	重さ2.4g 新竈水。	完形

III 遺物観察表

30号木棺箱

番号	種類	法量(cm)	①発成・色調	成・整形技法の特徴(器形・文様の特徴)	残存状態 備考	
1	骨壺(骨盒)	長さ4.5 幅1.9 厚1.2	直線的で古羅子跡人頭かからぬに曲がり、直線的に開く火皿に至る。		完形	
2	骨壺(吸口)	長さ4.5 幅1.9 厚1.4	太く匂い、吸い込む能である。		完形	
遺物外取出物	遺物					
1	陶製品 瓶	径1.3 高さ0.9	表面有陶製針金残存		完形	
2	陶製品 瓶	径1.6 高さ0.9	表面有欠損するが、断面針金が残る。		完形	
3	陶製品 不明	径2.9 高さ0.3			表面有先端欠損	
4	煙管(吸口)	長さ1.9 幅1.0	壁厚人頭太く、弱い稜をなして重くなる。		完形	
5	煙管(吸口)	長さ1.3 幅1.3	弱く太い、端部くびれる。		完形	
6	陶製品 瓶	径1.9 高さ0.2	壁厚の角部		完形	
7	陶製品 瓶	径1.8 高さ0.2	壁厚端を呈する。		完形	
8	陶製品 瓶	径1.2 厚2.3	②浅黄褐色	押泡き童子、体部に白土掛け、透明釉施釉若しくは白釉残存。下元が、前後の製作時代に跨る。	完形	
9	陶製品 瓶	径2.6 高さ2.7	断面三角形。時期不詳	断面火皿の空気抜き穴。腹と肩に赤色塗装痕。	未定	
10	土人形	高さ1.1 幅2.3	③浅黄褐色	押泡き童子、脚部下位以上施釉、施釉範囲黒変、部分的に白土掛け透明釉の口輪、左右脇付込、左脚背面一部緑色釉。	江戸時代以降	
11	陶器皿	高さ1.2	④灰白色	作りより、外面赤絵。	完形、製作地不詳	
12	瀬戸陶器皿	口11.1 底7.2	④灰白色	内面から高台内一部にかけて長石釉施釉。釉白濁。高台内と見込み火皿の突起部と高台底部非施釉。	江戸時代以降	
13	肥前陶磁器 丸皿	口11.5 底4.0	④灰白色	波佐見窑。内面から脚部下位施釉。見込み火皿の口輪。	見込み小判	
14	美濃陶磁器 丸皿	口8.3 底一	④灰白色	内面から脚部外面部釉。	江戸時代～18世紀中	
15	小碗	高さ1.8	④灰白色	内面から脚部外面部釉。	登窯5・6小判	
16	軟質施釉陶器 丸皿	口15.7 底2.9	⑤赤色	被釉成形法。全面に鉄泥をかけ、内面に透明釉。口部作る。底部外面は光り後に調整。	完形	
17	瀬戸陶器皿 丸皿	口12.2 底6.6	⑤黄灰色	内面から高台内一部長石釉。見込み、高台内底痕3箇所。	江戸時代以降	
18	美濃陶磁器 丸皿	口12.5 底6.3	⑤灰白色	盃みあり。内面から口縁部外面灰釉、内面高台重複釉。外面部口縁部以下削り。	口縁部外側	
19	肥前陶磁器 丸皿	口11.3 底4.3	⑤灰白色	外面部梅瓣文。見込み蛇の目釉剥ぎ。高台内1重巻線。	江戸時代～18世紀中	
20	瀬戸陶器皿 丸皿	口13.5 底3.0	⑤灰白色	漆織部が剥がれる。	5/6 18世紀前～中	
21	美濃陶器皿 丸皿	口10.9 底5.8	⑥粉白	下部外面白回転系切皿調整。体部外面部が張る皿状。つまみあり。	完形	
22	瀬戸陶器皿 丸皿	口10.4 底4.0	⑥粉白	全面に火炎・薄削り。	江戸時代～18世紀中	
23	肥前陶磁器 小杯	口17.7 底3.6	⑥灰白色	口縁部内側から外反、無い貫入。	江戸時代～18世紀中	
24	瀬戸陶器皿 小杯	口15.1 底4.2	⑥灰黄色	口縁部内側立ち上げ、脚部天る。見込みから口縁部に向け14本・13本・脚部欠損。片口縫合部から外面部削り。外面部口縫合部下から底部外面部削り削り。部出しし。登窯5・6小判	登窯5・6小判	
25	瀬戸陶器皿 小杯	口10.8 底一	⑥灰白色	口縁部下位脚部に深む。内面外縁細かい貫入の入る透明釉。	体部1/2	
26	美濃陶器皿 小碗	口7.0 底2.8	⑥灰白色	外面部の主様と不明寅様。	完形	
27	瀬戸美濃陶器皿 小碗	口4.6 底一	⑥灰白色	外面部回転削り。高台粘付。外面部灰釉。一部白濁した釉が流下する。	底部灰存 登窯10・11小判	
28	瀬戸美濃陶器皿 楕円形	口一 底7.0	⑥灰白色	底部内側と周囲斷面被釉。	登窯6・7小判	
29	美濃陶器皿 丸皿	口一 底10.2	⑦黄褐色	なで目が斜部角を彎曲。口縁部断面形丸皿を帯びた三角形状。脚部削り、外面部口縫合部脚部から外面部回転削りの被釉眼形。耳1箇所残存。	江戸時代～18世紀中	
30	肥前陶磁器 丸皿	口15.1 底5.9	⑦灰白色	体部付。体部下位外面部脚部削り。上位は明瞭な被釉部。外面部軽削りに近づく脚部。	被釉部存 登窯8～7小判	
31	瀬戸美濃陶器皿 丸皿	口10.0 底1.0	⑦黄褐色	被釉成形。体部上位外面部回転状の被釉部。体部下位外面部回転削り。底部外面部回転削り。外面部下位以下に脚部の被釉。	被釉部存 登窯8～7小判	
32	美濃陶器皿 丸皿	口一 底一	⑦灰白色	外面部無。	被釉部存 登窯8～9小判	
33	美濃陶器皿 丸皿	口8.0 底14.0	⑦黄褐色	被釉部上位外面部回転状の被釉部。体部下位外面部回転削り。底部外面部回転削り。外面部下位以下に脚部の被釉。	被釉部存 登窯8～11小判か	
34	瀬戸美濃陶器皿 丸皿	口10.1 底10.1	⑦灰白色	外面部無。	被釉部存 登窯8～11小判か	
35	瀬戸美濃陶器皿 丸皿	口25.0 底一	⑧白	①酸化・断面中央：灰白色	大井丹井研磨付。天井部口縁と口縁部回転削り削り。口縁部中位薄くならず底面で内凹部。天井部と中井部接合痕明顯。	江戸時代
36	在埴生土器 水消防 罩	口1.5 底一	⑧白	①酸化・格子	天井部研磨。口縁部内噴氣味に聞く。	破片
37	在埴生土器 水消防 罩	口1.5 底一	⑧白	①酸化・格子	天井部研磨。丸い貼付脚・脚部所存。腰部僅かにくびれ。体部上位腰や脚に張る。	近現代
38	在埴生土器 水消防 罩	口1.5 底2.0	⑧白	①酸化・格子	天井部研磨。丸い貼付脚・脚部所存。腰部僅かにくびれ。体部上位腰や脚に張る。	近現代
39	墓標	高61.2 幅25.6 厚14.5 重40.2kg		正面およそ右側面に無い規則方向の工具痕。裏面に粗い工具痕。種なし。正面頭部右半に「頌朮天神定門」右側面に「安永九天子天平八代天正月廿九日「春対道本寺土位」側面に「俗名 同田助助」。正面および右側面に「頌朮天神定門」裏面に「俗名 同田助助」。正面右半に「頌朮天神定門」裏面に「俗名 同田助助」。	粗粒輝石安山岩 寶曇八年(1758)	
40	墓標	高66.9 幅28.3 厚19.8 重73.7kg		正面右半に「頌朮天神定門」裏面に「俗名 同田助助」。正面右半に「頌朮天神定門」裏面に「俗名 同田助助」。	粗粒輝石安山岩 寶曇八年(1758)	
41	墓標	高45.4 幅19.8 厚11.0 重15.9kg		正面右半に「頌朮天神定門」裏面に「俗名 同田助助」。正面右半に「頌朮天神定門」裏面に「俗名 同田助助」。	粗粒輝石安山岩 元文元年(1733)	
42	墓標	高17.5 幅14.5 厚19.0 重3.3kg		表面全焼研磨。裏面一部剥落。底面粗い工具痕。粗粒輝石安山岩	秋田町	
43	墓標	高55.6 幅28.2 厚29.0 重61.3kg		表面全焼研磨。裏面一部剥落。底面粗い工具痕。粗粒輝石安山岩	文化二年(1809)	
44	石灯籠	高22.6 幅52.0 厚53.0 重58.9kg		下面中央部を除き全面水研ぎ。正面軒部等の一部に黒色墨彩(墨引)。	粗粒輝石安山岩 年不明	
45	屋蓋部			下半欠損。正面および右側面に無い規則方向の工具痕。裏面粗い工具痕。粗粒輝石安山岩	粗粒輝石安山岩 年不明	
46	墓標	高28.4 幅25.4 厚13.2 重18.4kg		表面全焼研磨。裏面一部剥落。底面粗い工具痕。粗粒輝石安山岩	粗粒輝石安山岩 元文元年(1736)～1742	
47	奉納石柱	高17.6 幅15.6 厚16.0 重8.4kg		正面に「頌朮界大日天子」。右側面に「蓋」異体字、左側面には粗い斜方行の工具痕。右半の旧被葬者名の一部および脚部底残存。	粗粒輝石安山岩 年不明	
48	墓標	高30.0 幅14.4 厚13.8 重8.1kg		正面に「頌朮界大日天子」。右側面左半部に粗い斜方行の工具痕。右半の旧被葬者名の一部および脚部底残存。	粗粒輝石安山岩 年不明	

IV 調査の総括

「遠構」の堀と木棺墓群について

1 「遠構」の堀

羅漢町遺跡は、高崎城の城域の東側に形成された城下町の東端部を画す南北方向の「遠構」の堀の内側(西側)で、「遠構」の堀に面したかつての法輪寺の寺域の一画にあたる(口絵「御城内外懸絵図・追從手門内北之方」参照)。本調査では、土層断面上のみで堀の可能性がある溝を確認したが、これを「遠構」の堀と認定する確定的な資料を得るには至っていない。一方、本調査に先立つ県文化財保護課の試掘調査において、「遠構」の堀の可能性が高い西側の斜面の一部を土層断面上において確認した。しかし、この堀も調査範囲などの制約で、その底面及び上端部を検出するには至っていない。したがって、この調査においては、「遠構」の堀の平面的な位置に関する確定的な資料は得られていない。

但し、県文化財保護課の試掘調査で確認した土層断面、本調査において確認した木棺墓群の分布範囲及び、高崎市教育委員会調査の真町1遺跡からの想定線などを総合的に判断すると、「遠構」の堀の上端部は調査範囲の北端部を除く本調査区域より僅か東側付近に位置する可能性が高い(図29・30)。

「遠構」の堀がほぼこの想定線付近であるとの前提に立ち、県文化財保護課の試掘調査範囲で木棺墓が全く確認されていないことを考慮すると、一部の木棺墓は「遠構」の堀の上端部付近に占地してはいるものの、大勢として「遠構」の堀の内部に木棺墓は立地していない可能性が高い。つまり、少なくとも天明三年(1783)の浅間A軽石(As-A)降下時点で堀はほぼ埋没しているにもかかわらず、その存在は意識されていたものと考えられる。

また、真町1遺跡においては幅約6mの土塁の痕跡が確認されているが、羅漢町遺跡においてはその位置を木棺墓群が占めており、土塁の痕跡は確認されていない。一方、浅間A軽石の降下から30年後の文化10年(1813)の遠御構筋絵図には、法輪寺に接する「遠構」に土塁が描かれていない(図31)。したがって、木棺墓群の分布と土塁が描かれていないこの絵図の内容は矛盾するところがない。但し、木棺墓群の年代の上限が17世紀後半であることから、その存在の有無を築城の当初に遡る資料はない。

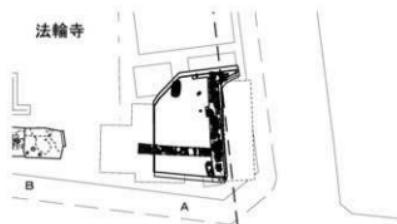


図29 羅漢町遺跡A区と「遠構」の堀想定線



図30 真町1遺跡の「遠構」の堀想定線

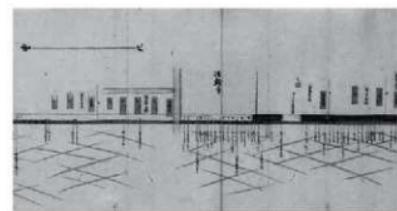


図31 遠御構筋絵図 (文化10年(1813),『高崎城絵図』2006)

2 木棺墓群

(1) 木棺墓の規模と人骨

羅漢町遺跡で完掘した32基の木棺墓のうち、平面形が方形を呈するものが30基で、円形が2基である。本編でも記したが、方形の木棺墓のうち規模が判明した27基は、短軸長が30~55cm、平均44cm、長軸長は35cm~70cm、平均52cmである(図32)。短軸長は40cm代が12基、50cm代が10基、長軸長は40cm代が7基、50cm代が14基である。したがって、短軸長は45cm前後、長軸長は50cm前後が指向された可能性が高く、高さは天井板の一部が遺存した30号木棺墓から60cm前後と考えられる。

一方、これらの木棺墓から出土した人骨の鑑定所見では、成人の男性3体、女性4体の身長がそれぞれ推定されている(15頁参照)。これによれば、男性は152cm~164cm、女性は145cm~156cmで、これらを単純平均すると男性は158.5cm、女性は150.4cmとなる。この身長の人間を、平均で短軸長45cm、長軸長50cm、高さ60cmの棺に納める場合、実験的には座って両脚を胴体に付け、首を前側に折り曲げた状態の座棺がその納め方として最も妥当なものと考えられ、肩幅が40cm前後であることから^{※1}、短軸長がほぼ肩幅に相当し、長軸に対して平行に前後をとる方向に納めた可能性が高い。

(2) 木棺墓の樹種

木棺墓の樹種はマツ属が圧倒的に多い。特に方形木棺墓の底板は樹種が判明した19基の全てがマツ属で、円形の1基のみがスギである。これに対して側板にはマツ属の他にスギ、カヤ、ヒノキ属が一部に用いられ(図33)。ひとつの木棺墓でこれらが併用されている例も存在する。底板にみる限り、木棺墓群に想定される17世紀後半~19世紀中葉の年代幅のなかで、同様な樹種が選択されていた可能性が高い。

(3) 墓書を遺す22号木棺墓

この木棺墓には底板と側板に墨書きが遺っているが、これらの文字は被葬者と直接関連しない、宗門人別改帳や金銭関係の帳簿などの反古紙の文字が転写したものとの結論に達した(19頁参照)。本編でも触れられているが、この木棺墓は規模、樹種、体裁において、他と異なる特徴がみられる。規模については、木棺墓群の平均が短軸長約45cm、長軸長約50cmであるのに対して、長軸長の70cmは突出して長い(図32)。次に側板の樹種はスギであるが、

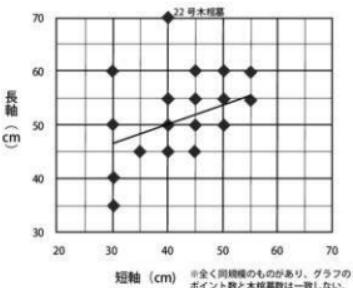


図32 木棺墓規模分布図

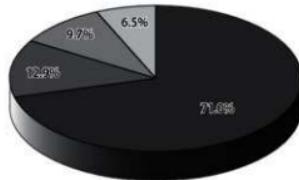


図33 木棺墓側板の樹種

これも木棺墓群のなかで僅かにしか使われていない樹種である^{※2}。また、他の多くの木棺墓が鉄釘を用いているのに対してこの木棺墓は竹釘を用い、さらに底板は2枚の板材を隠し竹釘で接合している。以上のことから、この木棺墓には反古紙を貼ることも含めて、被葬者の特異性を看取ることができよう。したがって、文字を遺すのはこの木棺墓のみであるが、これはこの木棺墓のみに自然的な条件などで文字が遺されたのではなく、この木棺墓のみに反古紙が貼られていたとの判断をするに至った。

以上、宗門人別改帳や帳簿の反古紙を棺に貼るという江戸時代における反古紙利用のひとつが明らかになった訳であるが、宗門人別改帳にみられる「禪宗・紫雲庵」は、今のところ高崎周辺及び群馬県内で該当する庵室や寺院は明らかではなく、帳簿の由来も同様である。したがって、反古紙の流通経路については、また新たな課題を残したと言えよう。

※1 身長160cmの現代男性の肩幅を計測した結果40cmであった。

※2 底板の樹種は同定用の試料採取が不可能で不明であるが、木口などからはスギの可能性が考えられる。

写真図版



▲ 高崎城の城域と城下町（西方から望む）

かつての高崎城の城域内には、市役所や病院など、市の中枢施設が建ち並び、城下町の範囲には近代的なビルが林立する。今や一大商業都市へと変貌した高崎市の発展は、この近世の城下町から始まったのである。





調査区域遠景(南東から)



調査区域近景(南東から)



A区調査風景(南西から)



B区東半全景(東から)



B区西半全景(東から)



C区全景(東から)



県文化財保護課試掘調査図(南から)



県文化財保護課試掘図A-A'土層(南から)



A区土層断面A-A'東端部(南から)



「遺構」推定位置(真町1遺跡を望む)



1号木棺墓(北から)



2号木棺墓(西から)



3号木棺墓(東から)



4号木棺墓(西から)



3・4号木棺墓(西から)



5号木棺墓(東から)



5号木棺墓遺物出土状況(南西から)



6号木棺墓(北から)



7号木棺墓(西から)



8号木棺墓(南から)



9号木棺墓(南から)



10号木棺墓(西から)



11号木棺墓(西から)



11・12号木棺墓(西から)



12号木棺墓(西から)



13号木棺墓(南から)



15号木棺墓(西から)



16号木棺墓(西から)



17号木棺墓(西から)



18a号木棺墓(西から)



18b 号木棺墓 (西から)



19・20 号木棺墓 (西から)



19 号木棺墓底板下面の縫 (南から)



21 号木棺墓 (西から)



22 号木棺墓 (西から)



23 号木棺墓 (東から)



24 号木棺墓 (東から)



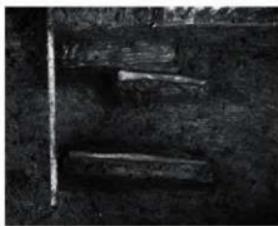
25 号木棺墓 (東から)



26 号木棺墓 (西から)



27 号木棺墓 (西から)



28 号木棺墓 (東から)



29 号木棺墓 (西から)



30 号木棺墓上層 (東から)



30 号木棺墓下層 (東から)



31 号木棺墓 (東から)



1号木棺墓出土遗物



2



1



2



1



1

7号木棺墓出土遗物



1



2

17号木棺墓出土遗物



1



23号木棺墓出土遗物



1



2

6号木棺墓出土遗物



1



2

30号木棺墓出土遗物

遗物外出土遗物 1



1



2



3



5



8



4

6



9



11



12



13

10



14



15



16



17



18



19



20



21



22



23



24



25

遺構外出土遺物 2



26



27



28



29



30 31



32



33



34



35



36



37



39



40



38



41

遺構一覧表

※樹種の「マツ属複」：マツ属複雜管束亞属

種類	番号	規範員		形状	規範(cm)			樹種	方位	副葬品	備考		
		本文	写真(PL.)		短軸	長軸	高さ						
軸	-	5	2	-	-	-	-	N-6°-W(推)	無し		上層断面のみ確認		
木棺蓋	1	9	2	5	方形	45	55	不明	底：マツ属側；マツ属	N-8°-W	漆椀、磁器小碗、寛永通宝1	側板にマツ属複+	
木棺蓋	2	-	2	-	方形	35	45	不明	底：マツ属複側；マツ属	N-1°-E			
木棺蓋	3	-	2	-	方形	45	60	不明	底：マツ属複側；マツ属複	N-2°-E	鉄釘、元慶通宝？1		
木棺蓋	4	-	2	-	方形	30	50	不明	底：-側；マツ属複	N-99°-E	寛永通宝5		
木棺蓋	5	9	3	5	方形	30	60	不明	底：-側；ヒノキ属	N-2°-E	漆椀、盆		
木棺蓋	6	9	3	5	方形	45	50	不明	底：マツ属複側；マツ属複	N-2°-W	漆椀、箸、数珠、櫛、寛永通宝6		
木棺蓋	7	-	3	5	方形	45	45	不明	底：マツ属複側；マツ属複	N-2°-W	銅製環状品		
木棺蓋	8	10	3	-	円形	底面直径約50	不明	底：スギ側；スギ	-	寛永通宝9	竹製の桶を巻いた桶		
木棺蓋	9	-	3	-	方形	不明	70	不明	底：-側；マツ属複	N-79°-E			
木棺蓋	10	-	3	-	方形	50	50	不明	底：マツ属複側；マツ属複	N-15°-W			
木棺蓋	11	-	3	-	方形	50	60	不明	底：マツ属複側；カヤ	N-6°-W	寛永通宝2		
木棺蓋	12	-	3	5	方形	50	50	不明	底：マツ属複側；マツ属複	N-3°-W	煙管		
木棺蓋	13	-	3	-	方形	40	50	不明	底：マツ属複側；マツ属複	N-5°			
木棺蓋	14	-	-	-	方形	30	35	不明	底：-側；ヒノキ属	N-1°-E	寛永通宝6	側板にマツ属複+	
木棺蓋	15	-	3	-	方形	55	60	不明	底：マツ属複側；マツ属複	N-5°-W		底板の下に撫道存	
木棺蓋	16	-	3	-	方形	45	45	不明	底：マツ属複側；スギ	N-8°-W		a+b2基の可能性無 板にマツ属複+	
木棺蓋	17	-	3	5	方形	55	55	不明	底：マツ属複側；マツ属複	N-15°-W	煙管、寛永通宝8		
木棺蓋	18a	-	3	-	方形	50	55	不明	底：-側；マツ属複	N-5°	寛永通宝2		
木棺蓋	18b	-	4	5	方形	50	55	不明	底：マツ属複側；-	N-5°	煙管、寛永通宝5		
木棺蓋	19	-	4	-	方形	50	50	不明	底：マツ属複側；ヒノキ属	N-5°		底板の下に撫道存無 板にスギ+	
木棺蓋	20	-	4	-	方形	40	45	不明	底：-側；マツ属複	N-13°-W			
木棺蓋	21	-	4	-	方形	45	55	不明	底：-側；マツ属複	N-87°-E			
木棺蓋	22	10	4	20	口絵	方形	40	70	不明	底：-側；スギ？	N-7°-E	無し	底板・側板に墨書き
木棺蓋	23	-	4	5	方形	50	50	不明	底：マツ属複側；マツ属	N-5°	磁器小杯、寛永通宝1		
木棺蓋	24	-	4	-	円形	55	55	不明	底：-側；カヤ	N-19°-W	寛永通宝6		
木棺蓋	25	-	4	-	方形	不明	55	不明	底：マツ属複側；マツ属複	N-6°-E			
木棺蓋	26	-	4	-	方形	不明	50	不明	底：マツ属複側；マツ属複	N-2°-E	寛永通宝18	側板にスギ+	
木棺蓋	27	-	4	-	方形	50	55	不明	底：-側；スギ	N-20°-W	寛永通宝6		
木棺蓋	28	-	4	-	方形	30	40	不明	底：-側；マツ属複	N-18°-W			
木棺蓋	29	-	4	-	方形	40	55	不明	底：-側；マツ属複	N-76°-E	寛永通宝3		
木棺蓋	30	10	4	5	方形	40	45	60	底：マツ属複側；マツ属	N-12°-W	煙管		
木棺蓋	31	-	4	-	方形	45	45	50	底：マツ属複側；マツ属複	N-11°-E		底板の下に撫道存	
上坑	1	-	-	-	長方形	80	165	30	-	N-5°-E	磁器ミニチュア碗	直葬墓	
上坑	2	-	-	-	長方形	60	150+	40	-	N-14°-W		直葬墓？	
上坑	3	-	-	-	円形	直徑45	5	-	-				
上坑	4	-	-	-	円形	直徑65	15	-	-				
ピット	1	-	-	-	円形	直徑30	15	-	-				
ピット	2	-	-	-	円形	直徑35	30	-	-				
ピット	3	-	-	-	円形	直徑25	20	-	-				

報告書抄録

書名ふりがな	らかんちょういせき
書名	羅漢町遺跡
副書名	国道354号羅漢町道路改良事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書
卷次	
シリーズ名	財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書
シリーズ番号	512
編著者名	坂口一(編) / 楠崎修一郎 / 秋山正典
編集機関	財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団
発行機関	財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団
発行年月日	2011年1月24日
作成法人ID	21005
郵便番号	377-8555
電話番号	0279-52-2511
住所	群馬県渋川市北橘町下箱田784-2
遺跡名ふりがな	らかんちょういせき
遺跡名	羅漢町遺跡
所在地ふりがな	ぐんまけんたかさきしらかんちょう
遺跡所在地	群馬県高崎市羅漢町
市町村コード	10202
遺跡番号	3356
北緯(日本測地系)	36° 19' 19"
東経(日本測地系)	139° 00' 57"
北緯(世界測地系)	36° 19' 30"
東経(世界測地系)	139° 00' 46"
調査期間	2009年11月01日-2009年11月30日
調査面積	301m ²
調査原因	道路建設
種別	城郭・寺院内墓地
主な時代	近・現代
遺跡概要	城郭-江戸時代-「遠構」の堀1-墓-木棺墓32-土坑4
特記事項	近世の木棺墓の底板及び側板に、宗門人別改帳などの複数の反古紙がおそらく装飾用及び補強用として貼られ、この文字が板に転写して墨書きとして残存。
要約	近世城郭である高崎城の、城域の東側に形成された城下町の東端部を画す「遠構」の堀及び、この城下町内における近世の寺院内墓地の調査。

財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書 第512集

羅漢町遺跡

国道354号羅漢町道路改良事業
に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

平成23年(2011) 1月17日 印刷

平成23年(2011) 1月24日 発行

編集・発行／財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

〒377-8555 群馬県渋川市北橘町下箱田784番地の2

電話 (0279)52-2511(代表)

ホームページアドレス <http://www.gunmaibun.org/>

印刷／杉浦印刷株式会社